

限界地農業の生産組織に関する研究（1）

——都城農業機械銀行を例として——

堀 口 健 治・川 久 保 清

(昭和 51 年 8 月 31 日 受理)

An Economic Approach to the Organization of Farmers on the Marginal Land of Agricultural Production (I)

On the "Miyakonojo" Machinery Ring for Agricultural Production

Kenji HORIGUCHI and Kiyoshi KAWAKUBO

(Laboratory of Agricultural Economics)

目 次

1. はじめに
2. 問題意識
3. 稲作主体の都城農業機械銀行
4. 民間請負と機械銀行
5. 受委託農家の分裂とその固定化
6. 機械銀行と関係がない農家の性格
7. 作業料金水準と小作料との対比
8. 川東と郡元との対比
 - 8—1 川東の実態
 - 8—2 郡元の実態
9. さいごに

1. は じ め に

限界地稲作についての研究はさほど多くはない。優等地における経済学的研究は多く、しかも生産組織に関する最近の研究も優等地でのそれが多い。だが反収が一般に低く、また安定兼業機会が少なく労賃水準も低い限界地での稲作にも、多様な変化があらわれてきている。この種の変化をどう性格づけるか、特に優等地での生産の組織化と対比してどういった特徴をもつのかという問題は、永らくのわれわれの解明したい課題であった。

ところが、農業機械銀行では、現在、全国で最大の作業斡旋実績をもつ都城農業機械銀行と大口市の規模拡大農家等を調査（本調査は 1976 年 2 月末から 3 月始めにかけて）する機会があったので、上述の課題に始めてアプローチできるようになった。都城の農業機械銀行の調査は東京農工大学農学部の梶井教授、中安助教授等の研究グループから援助を受け、本調査の時も中安助教授他農工大学の大学院生、学生の参加を得ることができた。鹿児島大学からは堀口と川久保及び

学部学生が参加した。都城では 37 戸の農家調査（他に振興会の会長等も含めると約 40 数戸）を行なうことができた。またひき続いての大口市での調査は鹿児島大学独自で行なったが、36 戸の農家調査を行なうことができた。

だが分析が未だ不十分で今回は中間的な報告にならざるをえない。特に大口市との対比の中から分析視角を見出そうとしていたわれわれにとって、結論を得る段階には到達していない。そのため表題を「研究(1)」とした。だが都城の農業機械銀行の調査で得た結論は、中間的なものであるが、本文にとりまとめ、大口市については集計、分析が全く不十分で報告が今回はできなかった。なお大口市の規模拡大農家の拡大のプロセスについては、堀口がすでに雑誌「農村と都市をむすぶ」1976 年 5 月号の「限界地・南九州で稲作規模拡大にとりくむ青年」で紹介しているので、それをさし当たり参照してほしい。

調査表の基礎集計のすべて、加工集計の大部分は川久保が分担した。そして堀口が討論にもとづき、全文を執筆した。また加工集計の一部を分担した。それゆえ文責は堀口にある。

今回の調査にあたって、都城では都城農協の機械銀行関係者、振興会会長、及び 2 つの集落の農家に多大の御協力を戴いた。心から御礼申し上げたい。

2. 問 題 意 識

南九州という限界地の生産組織の研究を行なう際のわれわれの問題意識は次のとおりである。

（1）均分相続の影響もあって（歴史的には 2 毛作地帯ないし 2 期作地帯であることもある）零細經營耕地規模の農家が大量に存すること、（2）水田と畠

が地域なり経営に混在していること、(3) 安定兼業が少ないと、(4) 農家の技術水準も低く、資本蓄積も行なわれていず、また土地改良も遅れていること、その結果、総じて平均反収が低いこと、(5) しかも十分に分解は進んでいらず、全般的に下降で、規模拡大、上向農家層の形成が弱いこと。これらの点は、限界地農業を扱う際の一一般的な問題意識になろう。ただ今回は、都城市の農業機械銀行と大口市の水田地帯を比較調査対象としたので、稻作に問題が限定されている。そして分析の方法として、同じ限界地にありながら、全国一の規模をもつ農業機械銀行という方向に農家を組織化している都城と、個別農家が借地という形で規模拡大をおし進める傾向がみられる大口とを、比較検討することで問題点をあきらかにしようとするものである。もっとも同じ限界地といっても、大正から昭和にかけてほぼ1反区画、用排分離、そして農道(一応ほとんどの田1枚1枚にコンバインが到達するような)整備という土地改良が行なわれている都城と、ほとんど土地改良らしい改良が行なわれていない大口市とでは、条件が異なっている。そういう条件の差はまだ他にもあるはずである。その点は考慮しながらも、同じ限界地の中で違った方向を歩む両地域の比較から、限界地という条件に規定された生産の組織化の特徴、性格がとらえられることができるものとわれわれは考えている。

なお都城の農業機械銀行は、単に専業化と兼業化という間の関係をとりもつ側面だけでなく、稻作と畑作・畜産との関係、いわば地域複合的な側面での役割をおおいに期待されているが、今回は調査地の性格上の面での報告は一切できない。

なお限界地においては、今回の不況がどういった影響をもたらしたか、不安定兼業の多い限界地では当然に大きな変化が生じたはずである。この点についても今回の分析では、文中で触れるようにしている。

3. 稲作主体の都城農業機械銀行

都城農業機械銀行は全国の農業機械銀行の中で最大の規模をもつ銀行である。その仲介斡旋作業料金額は49年、50年度ともに全国1位である。原稿執筆時点ではまだ50年度の全国の機械銀行の資料がとれなかったので、農林省肥料機械課の「農業機械導入パイロット事業昭和49年度事業実績の概要」(50年7月)で49年度をみると、都城は仲介斡旋作業料金総額が1億3千万円、2番目が愛知・西三河南部地域農業機械銀行の1億5百万円となっていて、あとはみな1億

円以下である。もっとも作業実施面積では最大は網走で、その面積は9千ha、都城は第2位で5千ha弱となっている。

このように全国の機械銀行のうちで最大の規模をもつ都城農業機械銀行は、農業機械銀行導入実験事業として47年8月1日に設立されて以来、49年4月から導入パイロット事業へと引き継がれ、順調に発展してきている。だがその内実をみれば、ただ単にその規模が全国一だという指摘だけではすまされぬ問題が種々ある。ここでは冒頭の問題意識に即しながら、都城農業機械銀行の既況をまずおおまかに紹介しよう。

表-1は50年度の受託実績である。表から言えることは、まず第一に都城の機械銀行は水稻作中心の銀行だということだ。作業実績(面積)で合計の84%, 作業料金で89%が水稻作業である。1975年農業センサスによると、都城市的の経営耕地面積の構成比は田47%, 畑49%, 樹園地3%だから、銀行は耕地の半分弱しか占めない田の稻作を主として拾い上げていることになる。第二の特徴としては、育苗、稻もみ乾燥、防除作業が受託稻作作業の中心だということだ。全体の作業実績面積の84%を占める水稻作業で育苗が14%, 防除52%, 作業料金でいえば全体の89%を占める水稻作業で31%が育苗、20%稻もみ乾燥、21%防除ということになる。育苗と稻もみ乾燥は農協の農産センターがひきうけており、また防除は航空防除、あるいは銀行発足以前からある防除組合への再委託なので、銀行本来の機能である受託者への斡旋作業とは少々性格が違うものである。銀行本来の機能とは性格の違う作業が機械銀行の主体になっていて、本来の作業受託者への斡旋が少ないことが表からみてとれる。この特徴は48, 49年度とも共通である。本来の作業受託はふえつつあるとはいいうものの、この程度でしかないということだ。全国の機械銀行の実績と都城のそれとを比べる時、この点に注意しなければならない。他の銀行では育苗やライスセンターなどがない地域もあるのであって、そのためそういう地域の銀行の作業受託の実績と都城のそれをそのまま比較して、都城が全国一だということでは間違いになるからである。

特徴の第三は、表の注にも示したように、50年2月1日の農協合併で、農協が都城市及び北諸県郡全域をカバーすることにより(この時点では全国一のマンモス農協)、必然的に機械銀行のカバーする範囲も大きくなつたから、銀行の実績も大きくなつたという経緯がある。だから地域で銀行が濃密に利用されている

表一 都城農業機械銀行の50年度受託実績

Table 1. Outline of "Miyakonojo" Machinery Ring; total of contracts, number of asking farm households, and the sum of payment in 1975.

		作業実績()内構成比	委託件数(戸)	一戸平均委託(a)	作業料金構成比(%)
水稲作業	育苗	2,211ha (14%)	6,548	34	(31)
	耕耘(荒起・植代)	507 (3)	1,321	38	(4)
	植田	549 (3)	2,041	27	(5)
	稻刈	461 (3)	1,338	34	(8)
	稻もみ	1,320 (8)	4,398	30	(20)
	防除	8,177 (52)	13,629	60	(21)
水稻作業計		13,226 (84)	29,275	45	(89)
その他業	麦作	233 (1)	333	70	(1)
	飼料作業	213 (1)	710	30	(1)
一般作業計		2,115 (13)	7,051	30	(8)
合計		15,786 (100)	37,369	42	(100)

(注) (1) 50年度の作業料金総額は4億1,832万円。斡旋手数料は1,401万円。

(2) 50年2月1日合併時の農協正組合員数は1万7,099名。うち50年度の機械銀行加入者数は6,890戸。その内訳は受託者数342戸、委託者数6,548戸。なお受託者数342戸のうち個別作業者は288戸、グループ数が9(54人)となっている。グループは銀行発足以前よりあった各支所の農産センターである。

(3) 機械銀行への50年度の登録機械は次の通り。

乗用トラクター	298台	(うち農協有等 24)
田植機	253	(" 2)
コンバイン	70	(" 58)
ローターベーター	295	(" 21)
バインダー	90	

(4) 耕耘は荒起、植代をそれぞれ件数、面積を合計して平均したものなので、荒起、植代、両方とも委託すれば76aになるわけである。

かどうかという問題は銀行の実績増大とは必ずしも一致するものではなく、地域での実態調査によって始めてあきらかにされることである。

特徴の第4は銀行加入者数の大半が育苗と防除は利用しているということである。防除の委託件数が銀行加入者数の2倍にも及んでいるのは、1戸の農家が航空防除に、あるいは地上散布の防除組合に、あるいは数回の防除ともすべて銀行に委託するその回数をすべて数えあげているからであろう。そして育苗、防除(なお防除の大半は銀行にとって単に精算業務でしか関与していない)の委託がきわめて多いということは、銀行に育苗、防除、ないしライスセンターの委託・利用しか行なわず、との作業は自前で行う農家が数多いことを意味している。ところで、鹿児島県下の機械銀行の最近の設立の動きをみていると、作業受委託の斡旋よりも、むしろまずは育苗センターとライスセンターの設立が主たる目標になっている。今までのような管理が比較的楽であった水苗代から、温度管理や灌水を一時もゆるがせにできない陸苗代へと田植機導入によって転換を強制されたものの、今の農家の労働力のあり方そして技術水準では容易に対応しえず、

そのため育苗センターに農家は委託せざるをえないという現実がある。こうした現実の上に、農協が育苗とライスセンターという事業を、機械銀行という名前で、とり入れ始めているという表現をしてよいのである。だから南九州での機械銀行は、作業の斡旋よりは、現状の農家では対応できない技術を、農協が肩代りし、肩代りすることで全体の生産力の低下を防止するという役割をもった、上からの創出という性格の強い機械銀行といえよう。

なお1975年センサスによると、都城市の農家の1戸平均経営耕地規模は72aと狭く、宮崎県平均の84aよりも小さい。72aの半分弱が水田だから、表一の1戸平均委託面積でみると、防除は2回委託、そしてその他の作業は機械銀行に委託する人はすべての面積を委託していることが推測できる。

次に表-2で銀行の運営収支をみておこう。今の所農協助成金をつぎこんでようやく収支があっているから、手数料で全く自立できているわけではない。だが手数料の占める割合が大きく、農林省からの補助金が漸減していくても、ほぼ銀行としての自立化の可能性は都城の場合生まれてきているとみてよい。ただ各支

表一2 機械銀行の運営収支 (50年度)

Table 2. Revenue and expenditure of "Miyakonojo" Machinery Ring in 1975.

区分	科 目	金 額	備 考
収 入	斡 旋 手 数 料 補 助 金 農 協 助 成 金 雜 計	1,401万円 274 100 19 1,794	{ 育苗 3%, 防除とライスセンター 2.5%, 作業受委託 5%, 計 平均 3.34% 農林省補助金は53年で終了, それまで漸減してゆく
支 出	人 厚 生 件 福 利 費 退 旅 费 費 協 議 会 費 会 議 費 支 店 活 動 費 組 織 強 化 費 業 務 推 進 費 事 務 委 託 費 調 消 耗 品 費 雜 計	791 53 19 57 2 87 27 51 372 218 13 86 18 1,794	本所 3名分(17.8ヶ月) 13支所分 オペレーター反省会 振興会会長への歩戻し (1.5%)

(注) 作業受委託の手数料 5% は、受託者、委託者双方から 2.5%ずつ徴収するもの

所での銀行に関する業務分に見合った人件費はこの運営収支に含まれていはず、本支所を通じて、農協全体の入件費で銀行の入件費のおおくをカバーしている。また作業料金が唯一の収入となった農産センターも、はたしてそれで収支を償っているかどうか、多分に各支所からの持ち出しになっているのではないかと推測される。だがこの農産センターは育苗、ライスセンターだけでなく、受託農家では受託できないような大型作業、あるいは作業委託が時期的に集中した時の「応援部隊」として貴重な存在で、作業受委託の「潤滑油」の役割りを果たしている。この農産センターの専属職員等のコストをすべて作業料金で吸収しているかどうか、今後検討する必要がある。

ともあれ、こうした農協の包摂の中で機械銀行が成立していることにまず注意しておきたい。次に支出だが、最大のものは本所での銀行専従者の 3 人分の人件費である。いわゆる銀行マネージャーにあたる人への人件費である。しかし各支所でもほぼ専従的な銀行担当者がいるが、この額は銀行の支出にはわずかしか計上されていない。次に額として大きいのは業務推進費である。これは各旧町(市内)、あるいは大字単位に組織されている農業振興会の会長への手当が主なものである。実はこの振興会の会長が現場での実際のマネージャーなのであって、受委託、それも作業の受委託の斡旋は振興会の会長が行なうのである。振興会の推移及びその会長の役割についてはのちにふれるが、この振興会会长に、作業料金の銀行手数料 5% の分の 1.5

% を斡旋手数料として支払うのである。実際の現場でのマネージャーへの報酬を固定額にせずに手数料制にしたのは、インセンティブ効果を狙ったものであろうが、しかし手取り額からいえば、そのような効果になるほどの意味ある大きな額ではない。むしろ振興会の会長という、防除組合から転化してきた部落的な農業組織の会長だからがゆえに、やむなく機械銀行の末端業務(しかも最も重要な機能)をになっているという性格が強い。そのような集落的な組織の長が、機能集団的な組織の現場責任をになっていることについて、おおいに注意を払っておくべきであろう。この点が、都市化が進展したとはいえ、未だ部落統制力の残っている南九州の農村で、機械銀行が進展する場合の特徴となるからである。

4. 民間請負と機械銀行

機械銀行がその受委託でどの位の面積範囲をカバーしているかをみてみよう(表一3)。なおここでは水田作業のみに限定する。また 1975 年センサス資料がまだ十分に入手できていない執筆時点では、比較検討する地域範囲は銀行の全体ではなく、現在の都城市的範囲と、今回の調査対象地である川東・郡元に限定せざるを得ない。またセンサスの調査面積は 49 年の請負面積実績であるが、機械銀行から入手した資料が 50 年実績となっている。ただあとでみると、旧都城市農協管内では 49 年と 50 年とでは、機械銀行の受委託面積に極端な差はないので、センサスの実績と比較

表—3 請負と機械銀行受託それぞれの面積が、稲を作った田全体に占める割合 (%)
Table 3. Ratio of area contracted by various co-operative groups and individuals or by "Miyakonojo" Machinery Ring to the total area of paddy field.

		育 苗	耕 起	代 か き	田 植	稻 刈 り
現都城市の「稲を作った田」の面積 369,586aを100としたもの (50年センサス)	請負に出した面積(50年センサス)	38	29	28	34	21
	銀行を50年にとおった面積		6	5	13	?
	請負った面積 (50年センサス)		7	7	9	6
川東、郡元の「稲を作った田」の面積 21,790aを100としたもの (50年センサス)	請負に出した面積(50年センサス)	55	42	41	46	31
	銀行を50年にとおった面積		23	24	32	24
	請負った面積 (50年センサス)		11	12	14	7
都府県の稲の収穫面積 2,359,220haを100としたもの	請負に出した面積 (50年センサス)		14	13	6	8

- (注) (1) 都城市は都城農協のうち旧農協の5支所に中郷、庄内、西岳の各支所をあわせた範囲。
(2) センサスの川東、郡元地区は祝吉支所管轄とはほぼ一致する。
(3) なお、コンバインについては地区外(祝吉支所外)ひきうけもあるがここでは地区内に限定。
(4) センサスの「請負」の中には当然、銀行の受託、委託を含む。

検討しても間違いはないであろう。

まずセンサスでおさえている請負面積の割合をみてみよう。センサスでは、「請負いに出した」とする委託側からのおさえ方と、「請負った」という受託者側からのおさえ方と二通りあるが、その面積は本来同じであるべきものが、大きくくい違っている。請負の内容が委託者、受託者によって必ずしも同一のものとして受けとられていない、という調査方法上の問題があるのかもしれない。だが受託者より委託者のほうが、この種の質問により正確に答えるだろうということで、ここではさしあたり「請負に出した」面積でおさえてみよう。

まず都城市でみると、ほぼ水田面積の3割前後が耕起、代かき、田植作業については委託に出されていることをセンサスでは示している。自脱コンバインの普及が遅いので稲刈りは2割でしかない。それが銀行をとおった分は、耕起、代かきでわずか5~6%，田植で13%と、きわめて少ない。このようにセンサスの請負と機械銀行の受託との差が大きい理由は、ひとつは同じ農協といっても、50年2月に合併するまでは農産センターもなく、銀行の普及が遅い支所が含まれていて、そういう支所の地域には前からの民間受託業者がかなりいるということ、また他のひとつは「請負」の中には請負だけでなく雇用労働、あるいは手労働によるユイや手間替えの田植や刈取りも含まれていることが指摘できよう。だが主たる理由は、相対で行なわれている民間の作業請負がかなりあって、未だ機械銀行が十分にひきうけていないのだと考えてよいだ

ろう。なお都府県全体での請負に出た面積の割合と比べて、都城の方がはるかに多い。この理由についてはのちに触れるとして、今回の調査対象地である川東・郡元についてみてみると、市街地に隣接するこの地域では請負に出た面積がきわめて大きい。ほぼ水田の半分弱が請負に出ている。しかも川東・郡元を管轄する祝吉支所は、農協管内では、合併前の都城市農協の中でも、農産センターが早くから稼動し、銀行もそのため他地区より先行したので、今までの民間請負のかなりの部分を銀行が受託している。「請負に出した」面積と銀行斡旋面積との差がかなり狭まっていることからもそういえる。

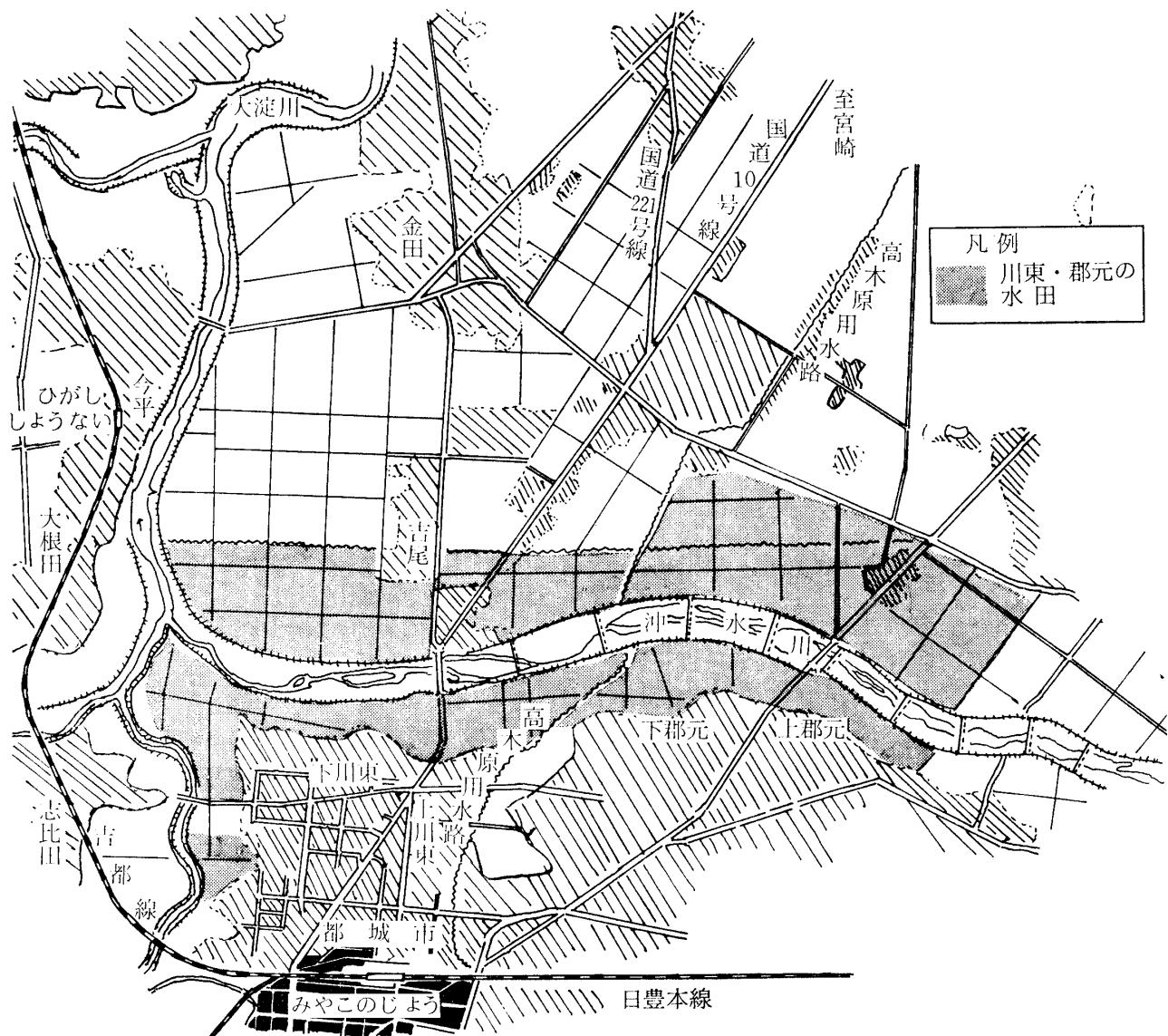
表—4からわかるように、川東・郡元の多くの農家は市街化区域に耕地を保有している。都城市は列島改造論の時に地方中核都市に指定されたこともあり、他都市以上に市が市街化区域面積をとったということもあって、川東・郡元の圃場は市街地・住宅地に隣接し、また調査農家はそれらの市街地のなかに多くある。図—1は川東・郡元の圃場と集落の位置を示している。なお高木原用水路を境にして、川東と郡元の水田は分かれている。

しかも川東・郡元は農家1戸当たり平均経営耕地規模が50a前後とみられ、都城市平均よりも小さい。このような市街地に隣接した、しかも極く零細な経営耕地をもつ農家を背景に、作業の受託がかなり前からさかんに行なわれていた。表—5はそれを示すために作製した。請負させた農家数と面積の絶対数、及びその絶対数がそれぞれの農家全体、面積全体に占める割

表一四 調査地の市街化区域との関連
Table 4. Ratio of house zone to the land area of 2 villages surveyed.

	総農家戸数	市街化区域に耕地のない農家	市街化区域に耕地のある農家				
			計	30%未満	30~50%	50~80%	80%以上
川東	299戸(100)	53 (18)	246 (82)	51 (17)	41 (14)	51 (17)	103 (34)
郡元	300 (100)	137 (46)	163 (54)	50 (17)	62 (21)	20 (7)	31 (10)
計	599 (100)	190 (32)	409 (68)	101 (17)	103 (17)	71 (12)	134 (22)

(注) 1975年センサスより.



圖一 調查地位圖

Fig. 1. Map of villages surveyed.

合を示してある。1965年当時から耕起、代かきは戸数・面積とも全体の3~4割が請負に出ていた。それも戸数割合が面積割合より大きいから、零細經營農家

が多く請負に出していたことがわかる。しかも全般に郡元の方が請負に出す率は高い。この理由はあきらかでないが、この傾向は1975年まで続く。この差は小

表一5 水稻作の作業を請負わせた農家数と面積
Table 5. Ratio of asking farm households and area contracted to the total of number of farm households and the total of area of agricultural land on the Census in 2 villages.

年	実農家数	作業ごとの農家数と面積										左の作業全部を請負わせたもの		
		耕起		代かき		田植え		防除		稲刈り				
		農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積			
1965年	川 東	—	123戸 (35%)	3863a (25)	116 (33)	3677 (24)	34 (10)	1648 (11)	—	—	6 (2)	283 (2)	65 (19)	1791 (12)
	郡 元	—	148 (49)	4298 (39)	146 (48)	4195 (38)	51 (17)	1913 (17)	—	—	6 (2)	173 (2)	49 (16)	1069 (10)
	計	—	271 (41)	8161 (31)	262 (40)	7872 (30)	85 (13)	3561 (14)	—	—	12 (2)	456 (2)	114 (17)	2860 (11)
1970年	川 東	222 (66)	211 (63)	6011 (41)	202 (60)	5775 (39)	59 (18)	2042 (14)	—	—	17 (5)	502 (3)	—	—
	郡 元	222 (74)	217 (72)	5767 (52)	215 (71)	5298 (47)	32 (11)	730 (7)	—	—	17 (6)	304 (3)	—	—
	計	444 (70)	428 (67)	11768 (45)	417 (66)	11073 (43)	91 (14)	2772 (11)	—	—	43 (7)	948 (4)	—	—
1975年	川 東	194 (66)	162 (56)	4108 (35)	165 (57)	4122 (35)	183 (63)	5084 (43)	127 (44)	2906 (25)	163 (56)	4435 (37)	119 (41)	—
	郡 元	208 (74)	194 (69)	5005 (51)	192 (68)	4894 (49)	182 (65)	4934 (50)	97 (35)	2492 (25)	82 (29)	2331 (24)	59 (21)	—
	計	402 (70)	356 (62)	9113 (42)	357 (62)	9016 (41)	365 (64)	10018 (46)	224 (39)	5398 (25)	245 (43)	6766 (31)	178 (31)	—

(注) (1) 各年次農業センサスより。

(2) ()内は稲をつくった農家数と作付面積に対する、作業を請負わせた農家数と面積がそれぞれ占める割合。

作地の大小にも関係するようなので(この点は後述)注意しておきたい。もっとも1970年の田植、あるいは1975年の防除、稲刈りでは川東の方が率は高いが、この理由も今の所わからない。

1960年から1970年にかけて、耕起、代かきは川東・郡元とともに、農家数、面積とも絶対数がふえる。全般に農家数、面積とも減少してきており、請負に出す農家数、面積の絶対数の増加は、全体に占める割合を格段に増大させることとなり、農家数で7割弱、面積で5割弱が請負に出されていることになる。耕起、代かきに比べて、田植、稲刈りの請負のウエイトは小さいものの、それでも1965年から1970年にかけて漸増してきている。もっとも何故か郡元の田植えだけは減少するが。

そして1970年→1975年は、耕起、代かきとも、農家数、面積とも、しかも川東、郡元とも、いずれも絶対数が減少している。もっともそれと同じ位の割合

で、農家数と農用地が減少しているから、請負に出した農家数、面積ともその占める割合は漸減ないし横ばいにとどまっている。ただ田植、稲刈りはともに増大している。田植に比べて稲刈りがやや少ないのは、自脱コンバインが川東・郡元にセンサス調査時点ではまだ十分に導入されていらず、本格化するのは50年度に機械銀行が補助金を受けてのコンバイン導入以降だからである。

こうして、耕起、代かきについていえば、請負のピークはすでに1970年時点にあって、その後1975年まで絶対数では漸減しながらも、割合としてはほぼ横ばいに推移してきたといってよい。そしてこの期間に機械銀行が発足しているのである。だから銀行は今まで相対で行なわれていた作業受託を自分にとり込むことでその実績を拡大してきたのだといってよい。銀行ができたから、作業委託が増大したのではないことに注意を払っておこう。ただ田植、稲刈りについていえ

ば、その作業委託の増大と銀行発足がほぼ一致しているといえる。

なお、50年の祝吉支所での委託者数をみてみると、育苗392戸、耕起、代かきで225戸、田植266戸となっている。川東・郡元の請負させた農家数の合計より少ないが、その分は銀行の斡旋によらず、銀行登録の受託者とは別な相手に委託している農家がまだいることを示す。

表-6は宮崎県と旧都城市で同様の表を作つてみたものである。みられるように、宮崎県より都城の方が請負の割合は高い。ただ前の表の川東・郡元の合計と比較してみると、1970年時点の田植、稲刈りは、農家数、面積とも請負に出した割合は、旧都城市の方が

大きい。これは、1970年時では、旧都城市全体ではまだユイ、手間替えの形態が残っていて、耕起、代かきの請負が先行している川東・郡元ではそれがすでになくなっていたので、上述の差となってあらわれているのではないかと思われる。

このような請負の広がりの中で、機械銀行がどういう推移を辿ったかをみてみよう。この間、農協は合併しているので、同一範囲の地域での機械銀行の実績をみないと正確な比較はできない。そのため表-7にみると、旧都城市農協管内ののみ、それも稻作のみをおさえてみた。なお、コンバインによる稲刈りは50年度に入り、本格化するので、この表には含めなかつた。表によると、47年以降49年まではいずれの作業

表-6 水稲作の作業を請負させた農家と面積が、水稲収穫農家数と収穫面積に占める割合 (%)

Table 6. Ratio of asking farm households and area contracted to the total of number of farm households and the total of area of agricultural land on the Census in Miyazaki Prefecture and Miyakonojo City.

実農 家数		作業ごとの農家数と面積										左の作業全 部を請負わ せたもの		
		耕起		代かき		田植え		防除		稲刈り				
		農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積			
宮崎県	1965年	—	29	18	28	18	9	7	—	—	2	3	5	3
	1970年	39	37	21	36	21	9	7	—	—	5	3	—	—
旧都城市	1965年	—	36	26	34	24	9	8	—	—	1	1	11	7
	1970年	58	55	37	54	37	18	13	—	—	10	7	—	—

(注) (1) 農林業センサスより。

(2) 1975年のデータは執筆時には未入手。

表-7 機械銀行の稲作の受委託の推移

Table 7. Change of area contracted and asking and operating farm households of "Miyakonojo" Machinery Ring.

育苗		水田耕耘				田植		作業実施者		1人当たり作業量			
		荒代①	植代②	①+②	③	④		⑤	⑥	①+②/ ⑤	④/⑥		
		面積	委託者	面積	面積	委託者	面積	委託者	水田 耕耘	田植	耕耘	田植	
旧都城市	47年	ha	人	ha	ha	ha	人	ha	人	ha	ha		
	48年	316	1157	115	99	214	—	145	—	97	131	2.20	1.10
	49年	533	1717	126	132	258	1216	224	1036	145	195	1.79	1.15
	50年	858	2426	150	156	305	1388	290	1195	156	200	1.86	1.45
農協管内		865	2650	154	152	306	680	274	1063	144	152	2.12	1.81
50年農協管内		2008	5857	266	232	497	1299	529	1938	204	255	2.44	2.08
総合計		2211	6548	268	234	502	1321	549	2041	207	266	2.43	2.06

(注) (1) 旧都城市農協管内とは、姫城、五十市、祝吉、沖水、志和地の各支所の合計である。

50年2月1日合併以前の「都城市農協」の範囲である。

(2) 「50年農協管内」とは、「都城農協」管内、「総合計」とは都城の早期水稻、日南市の早期水稻、小林市の普通水稻を含む。この総合計が都城機械銀行の稲作の実績になる。

(3) 50年10月15日現在の「50年度上期実績表」の資料より加工集計。

も面積が増大しているが、50年になると横ばいないし減少（田植）となっている。これは不況の影響で委託希望がふえず自作するものがふえたということではなく、むしろセンサスでみたように、請負がほぼ出尽してしまったことに由るものであろう。

委託者数は、50年の水田耕耘が激減しているが、それ以外は育苗で増、田植で若干の減少になっている。なお水田耕耘が50年で680人と前年より半減しているのは、委託者数の数え方の違いによるものであろう。49年までは、同一農家が荒代、植代両方とも依頼した場合、2戸と延べ数えたのに対し、50年は1戸と数えたためではないかと思われ、50年の水田耕耘の委託者は680の2倍と考えてよいであろう。ともあれ、みられるように、育苗だけは絶対的に増大している。面積、委託者数とともにである。作業の委託者だけでなく、作業の受託者、また作業の受委託に全く関係しない農家でも、育苗だけは、機械銀行に依拠している姿をみることができる。育苗だけは今後とも絶対的にのびるであろう。

一方、受託者側（表では作業実施者）の動きはどうか。耕耘の作業実施者よりも田植の実施者の方が数が多いというのも理由がわからないが、受託者が50年になって耕耘、田植ともに減少している。その結果、1人当たりの作業量は50年になってようやく増加してきている。ただし、1人当たりの作業量は実に小さい。全国の機械銀行とその作業量で比較するデータは今の所とれない。1人当たり作業料金収入でならとれるが、しかし単価の違いもあって、比較は困難である。だがわれわれの調査対象の受託者の中で、50年度で最もおおくの作業受託をしたものでさえ、荒代359a、植代381a、田植421a、コンバイン730aだから、受託者の規模は、都城の場合、全国に比べて相対的に小さいといえるだろう。それも調査地の川東・郡元という、都城の中でも最も濃密に委託が出ている地域でさえ、受託者の規模がこのようなものであることに注意したい。結論からいえば、都城は、受託者の数が多いのである。委託者に比して受託希望が多い

ということが特徴のようだ。またさらに云えば、不況の影響が、委託にあらわれずに、むしろ、受託希望増大方にあらわれていると表現してもよいと私は思う。

なお各支所別に1人当たり作業量を比較してみると表一8のようになる。畑作部門も入れず、また稻刈りも含めていないので十分な比較とは云えないが、ともあれ各支所別にかなりバラツキがある。各支所のもとにある振興会別にデータがとれればさらに検討を深めることができると、さしあたり各支所別にみてもバラツキがあるということは、支所内はともかく支所間の作業受委託斡旋はそう十分になされていないことを物語るようである。すなわち地区外も含めての作業受委託斡旋はせず、むしろ地区内に受委託斡旋を、都城の機械銀行は限定しているように見えるのである。それは各地区とも受託希望者が多く、地区外からのエントリーを認めないという事情があろう。またすでに述べたように、現地での実際の受委託斡旋が振興会長になわれ、部落に限定された斡旋という性格も反映しているよう。

次に視点をかえて地域全体の農家の階層構成の推移をみてみよう。表一9はわれわれの調査地区的農家数の推移、及びその構成比をみたものである。ここで注目しておきたいのは、1970年から1975年にかけての30a未満階層の農家数の絶対増である。この傾向は今回の1975年センサスの都府県に共通する傾向である。他方2.5ha以上層が横ばいであるのは、全国の傾向とは異なる。調査地区的場合、作業受委託が今の所主たる傾向で、賃貸借による農地流動化はそれほど大きくないものとみられる。あるいは銀行の受委託斡旋が、賃貸借の発生を押さえているともいえるだろう。そして、徐々に農地転用により農地面積、農家数とともに減少しながらも、作業受託農家の受託量そのものは、ほぼ横ばい気味ではあれ、確保されてきたのである。

しかも表一10と比較すればわかるように、川東・郡元はきわめて零細な農家が多い。旧都城市は宮崎県より經營耕地の平均規模は小さく、市街地に隣接して

表一8 各支所別、機械銀行受託者1人当たりの作業量（50年度）

Table 8. Average total of area contracted of each operator by the branches of "Miyakonojo" Machinery Ring in 1975.

	姫城	五十市	祝吉	沖水	志和地	中郷	庄内	西岳	三股	山之口	高城	山田	高崎
水田耕耘	2.80 2.22	2.01 2.42	3.50 2.31	1.67 1.05	1.09 1.61	— 1.09	56.29 6.56	7.13 4.18	1.03 0.48	2.44 0.62	1.56 0.91	1.59 1.70	— —

（注）早期水稻、日南や小林の特別契約は含まず。

表-9 調査地の川東・郡元での耕地規模別農家数の推移

Table 9. Change of the number of farm households by size of cultivated land in 2 villages.

		総農家戸数	5 10 ~ <i>a</i>	10~30	30~50	50~70	70~100	100~150	150~200	200~250	250~300
1965年	川 東	355戸 (100)	—	84 (24)	90 (25)	52 (15)	54 (15)	56 (16)	16 (5)	1 (0)	1 (0)
	郡 元	318 (100)	—	91 (29)	73 (23)	62 (19)	38 (12)	34 (11)	11 (3)	3 (1)	—
	計	673 (100)	—	175 (26)	163 (24)	114 (17)	92 (14)	90 (13)	27 (4)	4 (1)	1 (0)
1970年	川 東	343 (100)	12 (3)	81 (24)	81 (24)	44 (13)	48 (14)	48 (14)	17 (5)	1 (0)	1 (0)
	郡 元	312 (100)	10 (3)	83 (27)	92 (29)	43 (14)	39 (13)	28 (9)	13 (4)	2 (1)	1 (0)
	計	655 (100)	22 (3)	164 (25)	173 (26)	87 (13)	87 (13)	76 (12)	30 (5)	3 (0)	2 (0)
1975年	川 東	299 (100)	16 (5)	100 (33)	56 (19)	39 (13)	37 (12)	34 (11)	12 (4)	3 (1)	2 (1)
	郡 元	300 (100)	13 (4)	106 (35)	74 (25)	41 (14)	25 (8)	25 (8)	8 (3)	2 (1)	—
	計	599 (100)	29 (5)	206 (34)	120 (20)	110 (18)	62 (10)	59 (10)	20 (3)	5 (1)	2 (0)

(注) (1) 各年次センサスより

(2) ()内は構成比

(3) 300a以上はなし。例外規定農家は略。ただし総農家戸数には含む。

表-10 宮崎県と旧都城市的耕地規模別農家数の構成比の推移

Table 10. Change of components of the number of farm households by size of cultivated land in Miyazaki Prefecture and Miyakonojo City.

		総農家戸数	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上
宮崎県	1950年	114,021戸	22%	16	34		18	7	3		0.2	0.0
	60	113,822	20	16	14	19	19	8	3	1	0.1	0.0
	65	105,071	19	16	14	18	19	9	3	1	0.3	
	70	98,937	19	16	14	17	18	9	4	1	1	0.0
	75	90,200	22	17	14	15	16	8	4	2	2	
旧都城市	1950年	6,482	31	17	29		16	5	2		0.0	—
	60	6,365	29	19	14	14	14	6	2	0.4	0.0	—
	65	5,874	30	20	14	14	15	5	1	0.3	0.1	—
	70	5,496	31	21	13	13	14	6	2	1	0.3	0.0
	75	5,004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

いる川東・郡元はさらに小さないのである。いずれも30a未満の構成比は増えているが、川東・郡元の30a未満のシェアは格段に大きい。

しかも表-11で専兼別にその構成比をみると、川

東・郡元はもともとから兼業化率が高いことがわかる。2種兼の構成比でみれば、川東・郡元は1970年時点ですでに1975年の都府県レベルに達していることがわかる。しかも2種兼のうちの恒常的勤務の構成

表—11 川東・郡元と都府県の専兼別構成比の比較

Table 11. Ratio of full-time farm households and part-time farm households in 2 villages and in prefectures in Japan except Hokkaido to the each total of farm households.

		総農家 戸 数	専業 農家	うち男子生産年令人口のない農家	兼業 農家	第一種兼業農家					第二種兼業農家				
						計	恒常的勤務	出稼ぎ	日雇臨時雇	自営兼業	計	恒常的勤務	出稼ぎ	日雇臨時雇	自営兼業
川東・郡元	1965年	100	19		81	32 (100)	(46)	(2)	(37)	(15)	49 (100)	(58)	(3)	(17)	(22)
	1970年	100	21		79	20 (100)	(44)	(1)	(47)	(8)	59 (100)	(60)	(3)	(19)	(17)
	1975年	100	22	12	78	16 (100)	(42)	(—)	(40)	(18)	62 (100)	(59)	(1)	(21)	(18)
都府県	1975年	100	12	3	88	25 (100)	(43)	(—)	(46)	(—)	(11)	(61)	(21)	(—)	(18)

（注）各年次センサスより

比は 1965 年時点からほぼ変わっていない。1 兼、2 兼の恒常的勤務をあわせると、全農家のほぼ 4 割強になっているのである。兼業化の進展が遅い南九州では、かなり安定兼業の多い地域であることが示されている。ただ専業農家率の高いことにも注意しておきたい。専業と 2 兼の多い分だけ、川東・郡元は 1 兼が少ない。だが専業の中味は、子息たちが流出してしまった、老令世帯の「やむなく」農業専業であるという、いわば「デモシカ」専業農家が多い。われわれの実態調査では、機械銀行の作業受託者、特に稻作の受託者はむしろ 1 兼の不安定兼業農家に多く、いわゆるセンサスでの専業農家は少なかった。

このような専業農家、すなわち老人農家の堆積、あるいは超零細農家の滞留は、均分相続・隠居慣行の影響がきわめて大きいとみるべきだろう。そして老人農家、零細農家の大量の存在がこの地の機械銀行の存立基盤、それも委託の側のベースになっているのである。だから他方では、中年世帯の、農業との兼業では冬期間の不安定兼業しか就業できない、多くの農家が、受託希望者として数多くあらわれてくることになる。経営耕地規模別でみたように、そう大きな規模をもつ農家も未だ発生していない。発生できるだけの余地が少ないのである。銀行の実績でみると、たしかに今では多くの委託量があり、委託する農家と受託する農家との区分が明瞭になってきて、受託による農家間の溝はあきらかに深まっている。この傾向は不可逆的なものであろう。だがこの明瞭な分化が、今の所、必ずしも受託農家のたくましい規模拡

大に連動しない所に、南九州での機械銀行の特色があるというべきである。むしろ、作業受託という形の規模拡大に兼業にかわる就業機会増という期待をかける農家を数多く生みだしたというべきだろう。相対的の賃貸借には、それほど熱心になれない——相手を探す手間やあるいは小作料負担を考えると——ということもある。反収がきわめて低いにもかかわらず、小地片の借り足し（買い足し）希望が強く、しかも貸し手が少ないために、ヤミ小作料が相対的に高い現状では、規模拡大を特定の農家だけが強力に行なうことは困難であった。

そこへ機械銀行の作業斡旋である。低所得を補なうための仕事として、いわば「賃耕」として多くの農家が受託希望を出してきたのは当然である。

だからこそ、また、斡旋も部落内に限定されているのである。

他県の銀行のように、一方すでに強力な規模拡大農家なり大規模な賃耕業者が存在していて、それを銀行に抱摶していくという地域と違って、未だどんぐりの背くらべの受託農家群が多い都城農業機械銀行なのである。が、しかしその受託農家群の中で新しい動きはないか、部落に規制された斡旋ではあるが、具体的な対応はどうかが、次に問われるべき課題である。

なお具体的な実態調査分析に入る前に、機械の普及の度合について一見しておこう。表—12 はセンサスより加工したものだが、100 戸当りの台数で、都城は都府県平均より 1970 年、1975 年いずれも遅れている。動力田植機だけが 1975 年上回っているだけで、

表—12 100戸当たり農用機械台数（個人有十共有）
Table 12. Number of agricultural implements per 100 farm households.

		動力耕耘機・乗用トラクター					動力噴霧機	動力散粉機	動力田植機	自脱型コンバイン	バインダー	米麦用乾燥機	トックオート輪
		計	10馬力未満	10~20	20~30	30馬力以上							
都府県	1970年	64	59	4	0	0	18	22	1	1	23	2	18
	1975年	79	67	10	2	0	27	26	15	7	31	2	22
都城市	1970年	41	38	3	0	—	2	8	0	0	1	1	6
	1975年	63	48	12	3	1	9	16	16	1	19	1	12
川東元	1970年	33	30	3	0	0	3	19	0	0	1	2	—
	1975年	45	27	16	2	0	17	22	16	2	16	2	—

(注) (1) 都城市75年、川東、郡元70、75年は共有分不明

(2) 各年次センサスより

あとはいずれも劣っているのである。川東・郡元はその都城よりもさらに機械化が遅れている。10~20馬力のトラクターは都府県、都城市より多いものの、耕耘機と乗用トラクターの合計台数はきわめて少ないからである。だが動力田植機やバインダーは、全国平均より少ないものの、導入はされている。だから川東・郡元では1970年から1975年に耕耘機が減ったことに象徴的なように、中下層農家の機械離れ・作業離れ・請負せ・委託がすでに進行しており、他方で10~20馬力のトラクター16台、田植機16台、バインダー16台のように、特定の農家に受託・請負せが集中していたことが示されている。

このようにある程度受託、請負に出すのと請負うものとが区分されつつある所——もちろんそれはすでに述べたように限られた特定の受託農家の規模拡大におおいに貢献するような形ではなく、零細農家総委託に対応してその他の農家総受託というレベル——に、機械銀行が発足したのである。だからこそ比較的スムーズに銀行は受託の斡旋にのり出すことができた。それも部落内での処理という形をとりながら。

5. 受託農家の分裂とその固定化

川東・郡元よりわれわれは調査対象農家として37戸を抽出した。受託農家14戸（川東7戸、郡元7戸）、委託農家12戸（川東6戸、郡元6戸）、受託に関係ない農家11戸（川東6戸、郡元5戸）である。また川東・郡元のそれぞれの振興会長からも聞き取りを行なった。なお川東・郡元地区以外の地区の事情をおおまかに知るために、上水流町、下水流町、丸谷町、野々美谷町の各振興会長からも聞き取りを行なったが、今回は集計していない。

川東・郡元を調査地区に選定した理由は、機械銀行の中で最も濃密に作業受託が行なわれている地域だからである。しかも農協の支所の中では、この祝吉支所が銀行業務を早くから行なっており、しかも祝吉支所は川東・郡元にさらに志比田と3ヶ所の振興会をもつものの、志比田は少ない面積なので、川東・郡元で支所全体の動きもつかめると判断したからである。

ただ祝吉支所は畠地があり、飼料作の委託があるが、作業は農産センターが実施している。このデータがとれなかったこととあわせて、畠作の受託の分析は今回は全く行なわなかった。この点の不十分さは51年度にさらにもう1~2ヶ所都城機械銀行下の地域、特に畠作地帯を選定し調査することで補ないたいと思っている。

なお今回の調査農家は、受託農家、委託農家、それに銀行に関係しない農家と、それらの農家から振興会長に任意に抽出して戴いたものである。ただ受託農家は抽出率が他よりも高くなっている。

表—13は受託農家、委託農家のそれぞれの農家ごとの特徴を一覧にしたものである。なお農家番号は経営耕地規模（受託分は含まない）別につけ、表では経営耕地面積の大きいものから順に並べてある。受託農家、委託農家を対比してみると、その差が明瞭になる。受託農家はその基幹労働力が40才台から50才台の男子で夫婦2人とも農業に従事しているものが大部分である。なお後継者がいるのは11番の1戸だけである。

他方、委託農家は60才台のものが多く、安定兼業に世帯主が就職しているか、あるいは後継者が就職しているような世帯である。そして農業従事の労働力はその大半が女子のみである。委託農家は安定した兼業

表—13 受 記 農 家 の 概 況

Table 13. Outline of operating farm households and asking farm households, surveyed in 2 villages.

農家番号	世帯主(男子)年令(才)	農業従事者・年令		農外就業状況	その他の	専兼業別	男子生産年令人口がないもの	兼業内容
		男	女					
受託農家	1	33	33才(77)	(74)(28)	世帯主・林業賃稼ぎ, 1~4月 なし	{ 長男23才他出・化粧品会社, 二男20才他出・郵便局員(大阪) 長男28才大阪・商店経営, 二男24才宮崎タクシー運転手 三男公務員・延岡(長男死亡)	一兼	臨
	2	38	39	36	花木栽培		専	—
	3	59	59	(51)	世帯主・製材所勤務, 年間200日		二兼	臨勤
	4	42	(42)	(42)	世帯主日雇年間100日, 妻選卵場勤務		兼	臨勤
	5	48	48	42	世帯主・土木日雇年間60日		一兼	臨
	6	45	45	40	世帯主・道路工事年間10ヶ月?		二兼	—
	7	49	(49)	47	長女19才 会社通勤		専	—
	8	47	47	(47)	なし		二専	—
	9	43	42	42	—		専	—
	10	54	54	52	—		二専	—
	11	56	56, , 27	(53)(27)	後継者・土木日雇年間180日		兼	臨
	12	62	37	37, (61)	世帯主神経痛のため農業不能		専	—
	13	43	43	(38)	妻織物会社勤務日数不明		兼	恒勤
	14	51	51	50	—		専	—
委託農家	15	69	69	(62)	妻・昨年まで学校教師	{ 長女・二女他出, 男子なし 長女・二女他出, 長男高校 長男・二男は東京・学生? 長男・県庁勤務 長男・電機会社勤務	専	—
	16	42	(42)	38	建設業		二兼	自営
	17	57	57	51	世帯主・以前農協勤務		専	—
	18	47	—	47	世帯主・学校教師		二兼	恒勤
	19	67	67	(33)	長男・県農政振興局勤務		兼	恒勤
	20	77	(77)	(60)	—		専	—
	21	52	—	47	小学校教師		兼	恒勤
	22	58	58	(53)	妻・菓子店勤務月20日		兼	臨
	23	66	66	65	—		専	—
	24	57	—	53	世帯主・市役所勤務		二兼	恒勤
	25	55	—	51	世帯主・卸問屋勤務, 業務課長		二兼	恒勤
	26	48	—	(45)	ブロック工場経営, 6人常雇		二兼	自営

(注) (1) 農業従事者の()内は補助労働力を示す。

(2) 専兼区分は同居家族でも、家計が別の子息達は省いて区分した、実質上の専兼分類である。ただし1, 2兼の区分の不可能なものは単に兼とした。

先をもっているのに対して、受託農家はなまじか農業規模が大きいために、冬場だけの、あるいは農繁期をさけた不安定兼業しか就職先をもっていない。だからまた、農業での所得拡大の一環として作業受託をしているのだといえよう。

受託、委託への分裂の契機は、経営耕地の大きさともいえるし、また労働力の年令の差違によるともみられるし、あるいは安定兼業に就業できたか否かによるものだともみれる。どの原因が先でどれが結果かはよくわからない。ただはっきりしていることは受託農家に同業者の中での生産力競争にうちから、生産力的に委託農家との格差を設けて自立してきたという経緯が十分にみれないことである。むしろ安定兼業先がないために、いわば兼業のひとつとして、機械銀行の受託をしているのであって、逆にいえば、農業以外に安定兼業が見つかれば、規模縮小なり、受託でなく委託に転化する可能性もないことはないのである。委託農家の安定性に比して、受託農家の不安定性を、現在のと

ころは、指摘せざるをえないものである。

表—14は受委託農家の経営耕地の内容をみたものである。受託農家は経営耕地面積が1ha以上、委託農家は1ha以下と画然と区別されている。受託農家は水田が主であるが畠もかなり経営耕地としてもっている。ただ畠の大部分はあとでみると、麦ないし飼料が大半であり、経営としては水田が主である。しかも小作地がかなりある。だが水田を借りる人と畠を借りる人は別々で、水田と畠を両方借りている人は少ないのである。

なお委託農家は余り貸付地がみられない。調査農家の抽出の仕方にもよるものであろう。ただ委託農家は水田は経営し、むしろ畠作を貸し出す傾向にあって、表の委託農家も水田は自作が主になっている。だから受託農家の借地は小地片をあちらこちらの農家から借り集めているものと思われ、そのため表の委託農家の分だけでは貸付地が少ないようにみうけられるのである。

表-14 受委託農家の経営耕地の概要

Table 14. Size of cultivated land of operating farm households and asking farm households.

(a)

農家番号	水田		畑		自作地計	小作地計	経営耕地面積	うちわけ		貸付地計	うちわけ		期間借地	期間貸付	地目・作物
	自作	小作	自作	小作				水田	畑		水田	畑			
受託農家	1	108	126	85	60	193	186	379	234	145	—	—	—	—	
	2	115	72	46	—	161	72	233	187	46	—	—	—	—	
	3	68	(51年より10)	50	72	118	72	190	68	122	—	—	—	—	
	4	110	—	14	50	124	50	174	110	64	—	—	—	—	
	5	110	—	55	—	165	—	165	110	55	?	?	?	—	
	6	45	40	48	28	93	68	161	85	76	—	—	—	120	水田・麦
	7	128	10	21	—	149	10	159	138	21	—	—	—	—	
	8	103	—	53	—	156	—	156	103	53	—	—	—	—	
	9	92	—	24	20	116	20	136	92	44	—	—	—	—	
	10	65	—	69	—	134	—	134	65	69	10	10	—	—	
	11	77	30	22	—	99	30	129	107	22	—	—	—	—	
	12	73	—	33	10	106	10	116	73	43	—	—	—	190	水田・麦
	13	77	—	7	27	84	27	111	77	34	—	—	—	—	
	14	27	—	27	19	30	46	57	103	54	49	—	—	—	
委託農家	15	69	—	45	—	114	—	114	69	45	—	—	—	—	
	16	63	—	35	—	98	—	98	63	35	—	—	—	—	
	17	31	10	39	—	70	10	80	41	39	14	—	14	—	
	18	67	—	11	—	78	—	78	67	11	41	10	31	—	
	19	47	—	20	—	67	—	67	47	20	4	—	4	—	30
	20	55	—	—	—	55	—	55	55	—	—	—	—	—	水田酪農家に
	21	47	—	7	—	54	—	54	47	7	14	—	14	—	
	22	34	—	20	—	54	—	54	34	20	—	—	—	—	
	23	30	—	15	—	45	—	45	30	15	—	—	—	—	
	24	45	—	—	—	45	—	45	45	—	10?	—	10?	—	30
	25	30	—	1	—	31	—	31	30	1	—	—	—	—	水田・麦
	26	28	—	—	—	28	—	28	28	—	23	23	—	—	水田・麦

表-15 借入地のある農家数と面積

Table 15. Number of farm households and area of land rented in 2 villages.

(単位、戸・アール)

		水田			畠・樹園地			合計		
		農家数	面積	1戸当り	農家数	面積	1戸当り	農家数	面積	1戸当り
1965年	川東郡元	17(5)	285	17	29(8)	278	10	41(12)	563	14
	計	25(8)	355	14	32(10)	351	11	46(14)	706	15
		42(6)		640	61(9)		10	87(13)		1269
1970年	川東郡元	20(6)	377	19	21(6)	228	11	32(9)	605	19
	計	22(7)	340	15	40(13)	425	11	44(14)	765	17
		42(6)		717	61(9)		11	76(12)		1370
1975年	川東郡元	13(4)	322	25	17(6)	330	19	24(8)	652	27
	計	17(6)	379	22	23(8)	379	16	32(11)	758	24
		30(5)		701	40(7)		18	56(9)		1410

(注) (1) ()内は総農家数に占める割合

(2) 1戸当りとは、借入地のある農家1戸当りの借入地面積

(3) 各年次センサスより作成

表-15はセンサスより川東・郡元の借入地のある農家数とその面積をしたものである。借入地のある農

家数がきわめてわずかである。そして借入戸数はむしろ減少しているのに対して面積は増大しているので、

1戸当たりの借入地はふえている。もっとも1975年の計で1戸当たり25aの借入地だから、われわれの調査受託農家のうちの借入農家の借入地より少ない。

全国との対比が十分にできないし、また貸付地のある農家面積と借入地のそれとはかなり大きな差があるので細かな比較はできないが、概して川東・郡元は借入地の割合が少ない集落であろう。川東・郡元の借入地の面積は1975年時点での「稻を作った田」のわずか3%，それが都城市では4%，それに対して都府県は5.4%，貸付地では川東・郡元は3%，都城市は13%，都府県は4.6%となっている。

ただ次の表-16をみてほしい。借入地の水田は郡元におおいということである。このことは前出表-5の請負の割合が川東より郡元におおかったことと関連させて考える必要があるだろう。すなわちこれらの受託農家の大半は銀行発足以前から他家の農作業を請負っていたのだが、その請負いの程度が郡元のほうより広く行なわれていたために、そのことが借地へと結びつくことになったのだと思われる。ただ表-17で小作の実態をみると、銀行の受託から借地へと転化したものは11番農家の30aだけしかみられない。また借地が銀行発足以前は請負地であったかどうかは、調査が不十分で把握できていないので上述の指摘を立証することは困難である。だが郡元に借地が多い事実についてはおおいに着目しておきたい。というのはのちに検討するように、銀行斡旋の具体的な方法、委託水田

の配分原則の差が郡元と川東にはあり、そのことが單なる作業受託から今後経営受託ないし耕地の集団化という方向への転化を見通す問題にも関係してくるからである。

表-18は農業機械と施設の所有状況を示している。コンバインは表の9台とも補助金で導入したもので、正式には個人有でないが、ここでは個人有の欄に入れておいた。みられるように、受託農家は乗用トラクター、田植機、そして自脱コンバイン、コンバインがない農家はバインダーと、必要な装備をすべてそろえているが、委託農家は耕耘機ももたないものが大半である。耕耘機ももたず、すでに早くから請負に出していたことがわかる。現在の時点では、委託農家に耕耘、田植、刈取りの能力は、機械所有からみて、ほとんどないとみてよい。水管理、除草、施肥など機械銀行がひき受けない作業はともかく、その他の作業については銀行に委託するなり銀行外に請負ってもらうなり、あるいは小作に出すしか方法がなくなってきたことはあきらかである。

受託農家の機械導入の推移をみるために表-19を作ったが、みられるように耕耘機が39~40年前後、そして比較的早い期間で乗用トラクター、45~47年に田植機とバインダー、50年に自脱コンバインと導入時期を区画することができる。馬耕時代が比較的遅くまで続くのは南九州の特徴であるが、これが耕耘機に転換する前後40年頃から請負いに出すものが増え

表-16 郡元・川東別の受託農家の経営耕地
Table 16. Comparison operating farm households in Korimoto and in Kawahigashi.

農家	番号	経営耕地面積			うち借入地		貸付地	期間 借地(?)
		水田	畠	計	水田	畠		
郡元	1	234	145	379	126	60	水田10	220
	2	187	46	233	72	—		—
	7	138	21	159	10	—		—
	10	65	69	134	—	—		—
	11	107	22	129	30	—		—
	13	77	34	111	—	27		—
	14	54	49	103	27	30		—
川東	3	68	122	190	(51年より10)	72	—	131
	4	110	64	174	—	50		130
	5	110	55	165	—	—		80
	6	85	76	161	40	28		110
	8	103	53	156	—	—		50
	9	92	44	136	—	20		130
	12	73	43	116	—	10		120

(注) (1) 期間借地は全て水田裏作で麦作である。ただ期間借地にはデータの性格上自作地の麦作も含まれているようである。

(2) 経営耕地面積には上記期間借地及び作業受託地は含まれていない。

表-17 小作の実態（水田のみ・借入のみ集計）

Table 17. Outline of rent on paddy field.

	農家番号	水田小作	賃借の内容
郡	1	126 a	47年より7戸から、反当玄米1俵
	2	72	兄弟(3人)より、1人1.5俵、あと2人は3斗
	7	10	43年より、母親1人となって東京の息子の所へ出たので、その土地を借用。固定資産税のみの小作料
元	11	30	49年まで受託していたものを50年より借地へ、1年毎の契約、相手は老人(♀)農家、3反で玄米400kg
	14	27	50年より借地、1年毎の契約、相手は大阪へ他出したもの。固定資産税と水利費のみの小作料。機械銀行がひき受けない農地
川	3	(51年より10)	5年間休耕田だったものを51年より3年間借用。固定資産税(反800円)のみ。相手は不動産業者。
東	6	40	50年より3戸から、反当玄米90kg

始め、その後のトラクターや田植機で1970年以降は決定的に請負うものと請負に出すものとの分化が明瞭になってきている。この点は前出表-5の請負面積の割合の推移についてあきらかにしたことと対応するものである。

次に畜産と作物作付面積を概観しておこう(表-20)。受託農家には生産牛か肥育牛がほぼ飼育されており、委託農家はそれほど多くない。だが家畜飼養の受託農家いざれもが畠地のおおくを飼料畠にしている。

なお委託農家の性格については、受託農家の聞きとりから分類したものがえられる(表-21)。表注に示したように、正確な調査とはいえないが、しかしある程度の傾向はみてとれる。分類の仕方が兼業内容という仕事の分類と「老人・未亡人」という世帯員のあり方の分類という異種のものを含んでいるが、これは受託農家がそういう形で相手農家を分類していることによる。むしろこういう分類のほうが実態に近いのかもしれない。みられるように兼業農家の恒常的勤務と「老人・未亡人」の両者がともに断然多いことがわかる。川東・郡元の兼業農家、特に恒常的勤務の比率の高さを示す前出の表-10からは「老人・未亡人」農家はぬけていた。均分相続・隠居慣行地帯、そしてしかも子息達が地元に残らず都会に流出してしまう事例が多い南九州では、この「老人・未亡人」農家の存在はおおいに重要視しているものであるが、機械銀行の委託者としてこれらの農家が数多くあらわれてきて

いる。「老人・未亡人」世帯は、銀行のひき受けない水管管理、施肥、除草などの作業を自分で行なっているが、特に老人農家の場合、いすればこれらの作業からも手を離さざるをえなくなっている。

これらの農家が現状では不完全ではあるが労働力を有しているので、大部分の作業を銀行に委託するものの、あくまでも経営委託、小作には転化していないし、銀行の存在自体がそういった転化を阻止している側面を、ここでは強調しておくべきだろう。銀行は受託・委託と農家を画然と分けし、また委託農家を稻作生産から切り離しつつあるが、同時に決定的に切り離して経営権を移転するような状態の発生を遅らせているともいえるのである。

しかもあとで検討するように、作業料金の労賃評価は低く、他地域の機械銀行と比べて作業料金は安い。全般に反収が低いので、銀行に委託しての残りの手取り分がヤミ小作料より有利だという事情もある。だからこそ銀行委託がきわめておおいのだと思われる。

祝吉支所の50年度の作業実績は次のようになっている。荒代は30人の受託者で4960a(作業料金総額143万円)、植代29人で5259a(192万円)、田植29人、6870a(281万円)、稲刈り10人、6202a——なお祝吉支所の地区内での稲刈りはこのうち5292a(474万円)——となっている。なおコンバインだけが台数がまだ少ないために、地区外の分を1部ひき受けているが、それ以外の作業は地区内のみである。49年までの稲刈りは、祝吉支所の場合、他地区から応援をえ

表-18 農業機械と施設の所有状況
Table 18. Number of agricultural implements of operating farm households and asking farm households.

農家番号	個人有機械 ()内は、現在使用していないもの										個人有施設
	乗用トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン	バインド	動噴散	脱穀機	乾燥機	トラック	その他	
1	28PS	1	1	1	—	1, 1	1	—	2	—	畜舎20坪
2	13PS・28PS (1)	2条2台	4条刈1台	(1)	1, 1	1	—	—	1	—	ビニールハウス36坪
3	20PS	1	1	1	—	2, 1	—	—	2	—	—
受託	4	23PS	—	1	4条刈1台	1	1, 1	1	—	1	—
農家	5	20PS	1	1	—	1	1, 1	1	—	—	畜舎40坪
10	6	20PS	—	1	1	—	—, 1	—	1	—	畜舎100m ²
11	7	17PS	6PS	2条1台	—	1条1台	1, 1	1	—	1	—
12	8	20PS	1	1	—	1	—, —	1	—	—	畜舎22.5m ²
13	9	15PS	1	1	1	1	1, 1	1	1	—	—
14	10	22PS	8PS	2条1台	—	1条1台	—, 1	1	—	—	畜舎24坪
15	11	20PS	—	1	1	1	—, —	1	—	1	ミスト機1台
16	12	15PS	4PS	4条1台	1	—	1, —	1	40石1	500kg 積	刈倒機1台 土壌消毒機
17	13	25PS・14PS	—	1	1	—	—, 1	1	—	—	畜舎23坪
委託	14	15PS	1	1	—	—	1, —	1	—	—	ミスト機1台
農家	15	15	—	8PS	—	—	1	1, 1	(1)	(1)	発動機
16	16	—	1	—	—	—	—	—	—	—	畜舎23坪
17	17	11PS	1	—	—	1	1, —	—	—	—	—
18	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	19	—	—	—	—	—	—	—	—	ミスト機1台	畜舎18坪
20	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	21	—	—	—	—	—	—	—	—	ミスト機1台	—
22	22	—	—	—	—	—	—, 1	—	—	—	—
23	23	—	—	—	—	—	—, 1	—	—	—	鶏舎3棟 900坪
24	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) (1) ()内は現在使用していないもの。

(2) 田植機やコンバインなどは能力がわかれれば表示してあるが、調査が不十分なものは台数のみ表示。18番農家は不明。

たが、それほどおおくない。

なお祝吉支所は畑作部門の受託は行なっているが、

受託者はすべて農産センターである。この点の解明は今後の課題として残しておこう。

表-19 受 記 農 家 の 農
Table 19. Change of agricultural

農家番号	不明なもの	39年	40年	41年	42年	43年
1		◎耕耘機 ◎動散				◎トラクタ20PS
2						◎トラクタ13PS
3	耕耘機不明 田植機?					
4	◎脱穀機27年		◎耕耘機8PS		◎動噴・動散 ○脱穀機	
5	トラクタ、田植機の導入年次不明					
6						
7	◎36年動噴?	◎耕耘機 ◎脱穀機				
9	耕耘機? ◎脱穀機36年			◎乾燥機		◎トラクタ15PS
10			◎耕耘機			◎トラクタ14PS
11	バインダー 不明 ミスト機				◎トラクタ20PS ○?脱穀機	
12	◎耕耘機36年頃			◎乾燥機40石		
13	◎?トラクタ14PS ◎?耕耘機					
14			◎耕耘機 ○?脱穀機			

(注) (1) ◎は新規導入のもの。○は買替・更新のもの。

(2) 各年とも1~12月。

(3) 8番農家については不明

受託者の数について簡単にみておこう。登録受託者の選定等の内容については、川東・郡元それぞれの振興会の内容を検討する所でより詳しくのべることにしたい。郡元は現在は早水町の1人を含めて計13人、そのうちコンバインも受託するもの4人となってい。川東は51年現在では12人(なお50年までは13人だったが、この年の終わりに1人の受託者を除名しているので51年は12人)、うちコンバイン5人である。志比田は6人のうちコンバイン1人となっている。

ただこれらの登録受託者はすべての作業を受託する

わけではなく、作業によってはひき受けないものもある。50年についてみれば荒代は30人だから登録受託者の合計31人のうち、1人は受託していない。この人は川東の受託者で田植を受託する他、主としてコンバインのモミの運搬を専門にひきうける業者なのである。川東は受託者のなかに分業的に受託作業を振り分けているものがいるため、植代はやるが田植はやらないとか、その逆とか、植代と田植を組み作業で行なったり、またモミ運搬を専門化させるなどをしている。そのため祝吉支所の受託作業では受託者数全員がすべての作業に従事しないで、荒代は30人、植代と田植

業機械の導入推移
implements of operating farm households.

44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年(3月末まで)
		○脱穀機		○トラクタ28PS		○田植機 ○動噴 ○コンバイン	
○動散			○田植機 ○バインダー ○？脱穀機	○トラクタ28PS		○田植機 ○コンバイン4条	○田植機
○耕耘機 ○動噴 ○動散						○トラクタ20PS	
○トラクタ13PS			○田植機 ○バインダー			○トラクタ23PS ○コンバイン4条	
○動噴 ○脱穀機	○動散 ○バインダー			○トラクタ20PS	○田植機		
○動散		○田植機 ○コンバイン		○トラクタ20PS			
○バインダー	○田植機2条		○田植機 ○バインダー	○トラクタ17PS			
○動噴			○田植機 ○バインダー			○コンバイン	
○動散 ○脱穀機	○田植機2条 ○バインダー1条			○トラクタ22PS			
○田植機							
○動噴	○田植機2条		○田植機 ○バインダー	○トラクタ15PS			○田植機
	○？脱穀機					○トラクタ25PS ○田植機	
	○動噴 ○ミスト機		○田植機			○トラクタ15PS (中古)	

は29人となる。だが、郡元はすべての作業を受託者個人個人でやっている。

またコンバインが10人になっているのは補助金の関係で10台と制限されたためである。

志比田地区は荒代で5人・194a（祝吉支所全体の4%）、植代は4人・180a（3%）、田植は4人・1055a（15%）で、祝吉支所にしめる割合は少ない。そのため川東・郡元を調査対象として、祝吉支所全体を分析することができるとしてよい。

われわれが調査した受託農家は14戸だから、受託農家のほぼ半分をカバーしていることになる。ただ以

下利用する作業受託面積は機械銀行から得た資料で、実態調査からえたものではない。機械銀行から斡旋された面積は正確におさえることができた。しかし実態調査によると銀行を経由しない受託作業がかなりあることがわかったが、その面積が正確におさえられていない。調査表が未だ十分に集計されていないということもある。また調査農家がその点を余り正確に答えなかつたということも指摘できよう。

ともあれ銀行を経由しない作業受託が十分におさえられていない。その点をあらかじめ断わっておく。ただ銀行登録の受託農家の受託作業は大部分が銀行斡旋

表-20 受委託農家の畜産と作物作付面積

Table 20. Number of livestock and planted area of crops of operating farm households and asking farm households.

農家番号	家畜飼養頭羽数				作付面積()内は水田裏作・単位a							
	乳牛	生産牛	肥育牛	生産豚	採卵鶏	水稻	麦	甘藷	野菜	飼料	陸稻	その他
受託農家	1	—	—	10	—	15	110	84	—	20(大根)	40	
	2	—	—	—	1	—	190	50	—	—	—	
	3	—	5	—	—	—	63	—	—	—	—	
	4	9(5)	—	—	—	—	109	80	—	—	—	花木苗58
	5	—	4	—	—	—	110	55	—	—	—	
	6	—	5	—	—	—	85	—	—	40	—	
	7	—	—	1	—	—	128	—	—	—	10	
	8	—	—	2	—	—	130	45	20	サトイモ5	5	
	9	—	—	4	—	—	92	—	—	44	—	
	10	—	—	3	1	—	65	—	—	25	—	
	11	—	—	—	2	—	107	—	20	—	22	
	12	—	—	—	—	—	60	—	30ネギ	—	—	
	13	—	—	4	—	—	76	—	—	カブ	7	{ハウストマト350坪, キュウリ350坪}
	14	—	—	—	—	—	54	30	—	—	—	
委託農家	15	—	4	—	—	—	69	—	—	65(30)	—	
	16	—	—	—	—	—	62	—	—	—	—	
	17	—	3	1	—	—	40	—	—	30	10	
	18	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	大豆14
	19	—	—	2	—	—	57	—	6	—	—	
	20	—	—	—	—	—	55	—	—	—	—	
	21	—	—	—	—	—	47	—	7	—	—	
	22	—	—	2	—	—	34	—	—	—	20	
	23	—	—	—	—	1000	30	—	—	—	15	
	24	—	—	—	—	—	45	—	—	—	—	
	25	—	—	—	—	10	30	—	—	0.7	—	
	26	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	雑穀0.7

表-21 受託農家からみた相手の委託農家の分類

Table 21. Classification of asking farm households by operating farm households.

農家番号	委託農家合計数	委託農家の性格								
		専業農家	兼業農家					老人未亡人	不明	その他
			恒常的勤務	出稼ぎ	日雇・臨時雇	自営業	大工・左官			
2	26	1	2	—	—	—	—	10	13	2
6			13	—	4	9	2	9	3	1
5			6	—	—	1	—	7	—	1
7	15		1	3	—	4	1	1	2	1
9			1	5	—	—	—	4	—	—
11	(52)	1	5	2	—	2	1	5	7	1
12		4	16	—	—	1	4	9	3	1
13		1	6	—	4	—	2	13	3	1
14	21	1	7	—	—	2	—	5	4	1
			58	2	8	19	10	63		

(注) (1) 受託農家からの聞き取りによるものなので十分な調査結果ではない。答を得られたもののみを表示した。11番農家のように委託農家数が52戸もあった所は相手農家をすべて聞き出すことができなかった。そのため52戸を()内にしてある。また委託農家数の合計と聞き取った委託農家数との合計が一致しなかったものは、合計数は表示していない。

(2) 委託農家の分類は我々が行なった。

のものである。また大多数が銀行斡旋以外のものは断わっているという事実もあり、全体としては「ヤミ」

受託は銀行受託のものと比べれば、登録農家に限っていえば、量的に問題にはならないであろう。むしろあ

表-22 受託農家の受託作業面積の推移 (単位 a)
Table 22. Change of area of land contracted of operating farm households.

農家番号	48年度			49年度			50年度			51年度			
	耕起	代かき	田植	耕起	代かき	田植	刈取り	耕起	代かき	田植	耕起	代かき	田植
1				247	208	208		215	235	235	295	295	352
2				27	27	27		69	69	69	130	130	130
3				180	415			284	307	—	218	200	—
4	154	110	120	130	195	139		188	214	331	152	245	251
5	249	244	264	173	242	299		225	231	311	287	208	119
6	29	29	240	4	12	529	396	191	—	—	144	20	473
7			205					218	218	243	236	207	207
8	100	96	96	20	50	201		136	166	225	136	158	249
9	214	232	410	207	112	172		232	202	273	131	264	278
10				80	80	220		181	71	201	149	180	180
11	291	291	291	435	463	453		349	391	421	335	335	335
12						125		186	190	252	160	349	476
13						104	114	266	266	336	191	191	211
14		47	47	67	123	113	123	187	241	270	236	236	236
計	1084	1049	1693	1730	2031	2694		2927	2801	3167	2800	3018	3497

とでのべるよう、銀行に登録していない賃耕業者の受託量のほうをむしろ検討対象にすべきであろう。だが登録受託農家同士がそのヤミ受託を問題にする位に、大小の差はあれ、登録農家の「ヤミ」受託があることは事実である。

表-22は調査受託農家の受託作業面積の推移である。「ヤミ」受託はもちろん入っていない。しかし大勢は銀行の作業受託量で判断できるので、この表から推移をみることができる。みられるように、調査農家の受託作業の合計は年々増加している。50年→51年の耕起だけは減少している(この理由はあとでも触れるが、銀行登録外の賃耕業者に調査受託農家の受託地の一部がくわれたという理由もひとつある)が、その他はすべて増大している。次の表-23にみると、祝吉支所の全体の作業受託量も49年→50年とふえている。すでに前にみたように、川東・郡元全体の請負面積はセンサスによると横ばい、荒起、植代についていえば1970年→1975年にかけて絶対的に減少していたが、その減少傾向の中でも、機械銀行の受託量は49年から50年にかけてふえてきているのである。だから登録外の賃耕業者、今までの個別相対の請負分に、銀行の受託農家がどんどん食いついていることを示す。あとでみると、受託農家の数は減らしこそそれ増やしてはいないし、今まで銀行外に請負に出していたものが銀行に委託されるようになっているので、受託農家1戸当たりの受託量は徐々にではあれ、増加してきているのである。そしてしかも調査受託農家は受託農家の中でもその増加量が大きい。49年では祝吉支所の作業受託実績と比べると、耕起

表-23 祝吉支所の作業受託実績

Table 23. Total area of land contracted of "Iwayoshi" Branch of "Miyakonojo" Machinery Ring.
(a)

	荒代	植代	田植
49年	4124	4752	6526
50年	4960	5259	6870
51年	4373	4650	5951

(注)

- (1) 49年は、「49年度受託申込集計作業配分表」の戸表を堀口が合計したもの。ただ重複しているものも一部あったようなので正確な集計ではない。
- (2) 50年は「50年度水稻受託作業仮払明細書」と「50年度水稻コンバイン実績」より求めたもので、これは正確である。
- (3) なお、50年は各支所別実績(前出、表-8の原表)の作業受託実績よりやや少ない。50年の祝吉支所の実績は荒代 51.20 ha, 植代 53.83 ha, 田植 69.43 ha である。この理由はよくわからない。他支所への応援分か、あるいは、他支所の受託者のこちらへの応援分なのかもしれない。ただこの表の作業受託は、地図においてみた限りでは、すべて支所管轄内の分である。
- (4) 51年は支所資料より。

では14戸の調査受託農家だけで祝吉支所の耕起受託の42%, 代かきで43%, 田植で41%, 50年度では耕起で59%, 代かき53%, 田植46%, 支所全体で作業受託実績が減少した51年でも耕起65%, 代かき66%, 田植58%とそのシェアを拡大している。ということは同じ受託農家でも、その受託量を増大させる

ものと減少（絶対的あるいは相対的に）させるものと、分化が始まっていることを物語っている。

ただその分化も耕起、代かき、田植の作業だけではそのスピードはそう早くはない。郡元の調査受託農家の3作業の受託量の合計は49年2834a（1戸平均472a）から50年3883a（1戸平均647a）と伸びたが、51年は少しへって3795a（1戸平均632a）となっているし、また川東では49年は3621a（1戸平均453a）、50年5012a（1戸平均627a）、51年5141a（1戸平均643a）となっている。49→50年の伸びは大きいが、50→51年はほぼ横ばいになってきた。だが、耕起、植代、田植の作業にコンバインが50年より入ってきた。補助金で入ったコンバインが祝吉支所で10台（調査受託農家では9台）しかなかったため、受託農家の選別をより強いることになったのである。

表-24は50年度の調査農家の所属振興会別に並べた受託実績である。ただこれは銀行の資料からとったもので、銀行以外に受託・請負した分があるが十分に把握できていない。調査表が完全に集計されていないこともある。ヤミでわかるものだけ示すと13番農家に耕起83a、代かき53a、田植161a、防除30aがある。実態はもっとヤミ受託がおおいようなのであるが、ここではこれ以上触れられない。

ただこの表で注目してほしいのは振興会による受託の違いである。郡元はコンバインを除く作業はすべて全受託農家が作業受託を行なっていること、これに対して川東は田植ないし代かきの作業受託を行なわない農家が存在することである。さらにその内容を示す

ために表-25をみてほしい。これは51年度のみ集計したものだが、受託した圃場で、その圃場に対してその調査受託農家がどの種類の作業を行なったかを、一筆一筆教えあげていったものである。その結果、郡元では受託した圃場は、耕起、代かき、田植のすべての作業を同一人が受託していることがわかる。1作業のみの圃場もあるが、3作業とものほうがおおい。これに対して川東では3作業ともの受託水田は少ない。1作業のみが1番おおく、ついで「代かき—田植」の組み合わせでひきうけた水田がおおい。なお51年度の稻刈は執筆時が8月なので、まだ不明である。この郡元と川東との差は委託申し込みをどう配分するかの原則の違いによって生じる。決して委託農家がひとつの作業しか委託しているのではない。委託農家の側からみると、委託農家は委託する時、すべての作業を申し込みに出している。表-26はそれを示す。もっとも田植や刈り取りは機械がないので、それはすべて委託し、耕耘、植代は耕耘機があるので経営耕地の1部は自分で耕起、代かきをするという委託農家もある。その結果全体としては前出の表-22にみるように、耕起、植代より田植、稻刈りの受託実績量のほうがおおくなるのである。だが大部分の農家は表にみるように頼む時はすべての作業を委託に出している。それも経営耕地面積の水田面積と銀行への委託面積が全く等しい例がおおい（15, 16, 20, 21, 23, 24, 25番の農家）ことにみられるように、委託農家はすべての水田を、そして頼める作業はすべて委託に出していることがわかるのである。なお銀行以外のルートで請負に出している例ももっとあると考えられるのだが、表では

表-24 50年度の調査受託農家の受託実績
Table 24. Total area of land contracted of operating farm households by sort of work in 1975. (a)

振興会	農家番号	耕起	代かき	田植	収穫	受託作業面積計
郡元	1	215	235	235	697	1,382
	2	69	69	69	478	685
	7	218	218	243	—	679
	10	181	71	201	—	453
	11	349	391	421	730	1,891
	14	186	190	252	840	1,468
川東	3	284	307	—	678	1,269
	4	188	214	331	609	1,342
	5	225	231	311	—	767
	6	191	—	—	602	793
	8	136	166	225	—	527
	9	232	202	273	713	1,420
	12	266	266	336	380	1,248
	13	187	241	270	—	698

表—25 受託水田の作業組み合わせ別面積
Table 25. Total area of land contracted classifying by the number of sort of operating works. (a)

振興会	受託	51年度						1の作業み
		耕代田	起き植	耕代かき	起き	代田	かき植	
郡元	1	295	—	—	—	—	—	57
	2	—	—	—	—	—	—	130
	7	207	—	—	—	—	—	29
	10	149	—	—	31	—	—	—
	11	315	—	—	—	—	—	40
	14	—	—	—	—	—	—	—
川東	3	—	83	—	—	—	—	252
	4	?	?	?	?	?	?	?
	5	34	21	40	—	—	—	390
	6	10	—	20	33	—	—	491
	8	15	—	133	—	—	—	232
	9	93	4	150	7	—	—	37
東	12	44	—	242	—	—	—	269
	13	191	—	—	—	—	—	20

(注) データの性格上、この種の分類が、51年が比較的簡単なので、51年のみで示した。農協の作業配分カードより再集計したもの。それ以前は、後掲の圃場図から読みとてほしい。傾向は同じである。

表—26 委託農家の作業委託状況(50年)
Table 26. Total area of land contracted of asking farm households.

農家番号	経営耕地面積 (うち水田)	農業機械銀行の斡旋によるもの				
		委託相手	委託作業別面積			
			農家数	耕起	代かき	田植え
15	114 a (69 a)	5戸	69 a	69 a	69 a	60 a
16	98 (63)	3	63	63	63	63
17	80 (46)	2	—	—	40	—
18	78 (67)	6	39	39	39	39
19	67 (47)	4	56	36	36	—
20	55 (55)	5	55	55	55	55
21	54 (47)	不 明	47	47	47	47
22	54 (34)	不 明	—	—	—	—
23	45 (30)	2	30	30	30	30
24	45 (45)	2	45	45	45	45
25	31 (30)	3	30	30	30	30
26	28 (28)	3	10	10	27	23

19番農家にしかなかった。なお委託農家は大多数が機械銀行発足以前から請負に出していて、銀行発足以降それにのりかえていることがわかるが、この表は略した。

しかも作業種類ごとに委託する面積は、出す人がすべて委託してしまうので、委託側から見れば、全体としては作業種類毎の面積差は余り大きくない。だから受託農家で特に川東の場合、作業種類の受託量が受託農家によってかなりバラツキがあるのは、委託農家の委託作業量のバラツキに原因があるのでなく、受託された作業をどう配分するかによっておおいに異なっ

ているのだということがわかる。そして配分を受託者側なり振興会長の側で行なう結果、わずか30 aの委託でも3戸の受託農家に分散されている(例えば25番農家)。相対の請負と違って、機械銀行では委託者側からの作業配分なり相手方を選定したりする自由はなくなっているのである。

なお26番農家について作業ごとに委託面積が違う理由をみてみると、耕起、代かきが10 aしか銀行に委託しないのは、残りの18 aは麦作の期間貸付の小作料として植代までやってもらっているからである。また稻刈り23 aを銀行に委託して、残りの5 aはモチ

米なので自家労働力で手刈りするためである。

6. 機械銀行と関係がない農家の性格

受委託に關係ない農家の概況は表-27に示した。

機械銀行に關係していない農家だが、個別相対での作業の受委託もしていないようだ。まず農業従事者の年令をみると、40才台から50才台の男子が多い。ただ經營耕地規模の大きい農家（農家番号で若い方）は農

表-27 受委託に關係ない農家の概況

Table 27. Outline of farm households in no contact with "Miyakonojo" Machinery Ring.

農家番号	世帯主 年令	農業従事者の年令		農外就業状況
		男	女	
27	62	62, 28	(56), 26	市養魚場年3~4日 日当 2,800円
28	47	47	42	—
29	43	43	(43)	—
30	59	(59), 27 21	(57), (26)	—
31	54	54	(49)	妻・日雇、月15日、日当 1,500円 男子なし、長女・次女は既婚、3女・4女は通勤
32	48	48	(44)	長男18才中卒後他出
33	57	57	(57)	妻は醤油店勤務 長男、28才他出（延岡）
34	75	(75)(45)	(69), 43	長男市役所勤務
35	61	61	55	長男23才大卒後就職・他出
36	67	67	66	長男、次男は他出 3男27才会社勤務
37	58	58	(53)	長男30才都城プリマハム勤務（別居） 次男25才奥村組、他出

（注）（ ）内は補助的労働

表-28 受委託なし農家の經營耕地

Table 28. Size of cultivated land of farm households in no contact with "Miyakonojo" Machinery Ring. (a)

農家番号	水田		畠		經營耕地面積		
	自作	小作	自作	小作	水田	畠	合計
27	135	40	80	—	175	80	255
28	78	20	75	31	98	106	214
29	79	47	45	11	126	56	182
30	83	5	45	30	88	75	163
31	47	30	28	28	77	56	134
32	70	—	54	—	70	54	124
33	65	—	45	—	65	45	110
34	35	—	62	—	35	62	97
35	48	10	35	—	58	35	93
36	63	—	28	—	63	28	91
37	50	5	20	—	55	20	75

外就業がなく、規模が小さくなるにつれ、息子が安定兼業で同居しているか、あるいは息子が他出して老人のみの世帯になっているものが多い。

表-28は経営耕地の内容をみたものだが、大は255aの規模の人から小は75aまで広くばらついている。規模の大きい農家は小作地をもっているが、貸付地をもっている農家は1戸もない。

表-29は畜産と作物作付面積を農家ごとに表示したが、経営耕地規模の大きい27, 28, 29番農家は乳牛と水稻作そして飼料で農業専業となっている。それ以下の農家も生産牛か肥育牛を飼育し、それに稻作あるいは施設園芸を加え、農業所得を確保する一方、安定兼業の道を求めているものとみられる。

しかも表-30の農業機械の保有にみられるように、耕耘機、田植機、バインダーは全戸が、経営耕地規模にかかわりなくもっている。また農家の半数以上が乗用トラクターも保有している。これらの農業機械が農

業経営にとってどういう意味を有しているかは調査表から十分な集計はなされていないので不明であるが、結果としては、これらの機械を保有しているため、一切機械銀行に委託したりする必要がない。ために銀行と全く関係を有していない。また家畜飼育や労働力の高令化、あるいは安定兼業といった事情があって、受託もできないことが指摘できよう。

7. 作業料金水準と小作料との対比

受託作業の作業料金は、機械銀行の関係者が中心となって案を作製し、受託者等に了解を得るようになっていて、作業料金水準は、基本的には地域でのあるべき賃金水準で受託者が労働報酬を得られるように設定してある。従来の部落での集団栽培組織における出役手当のような、「奉仕」的な低賃金水準でなく、正当な労働報酬に値するように、機械銀行の側で積極的に調整してゆく機能をもとうとしているからである。

表-29 受託なし農家の畜産と作物作付面積

Table 29. Number of livestock and planted area of crops of farm households in no contact with "Miyakonojo" Machinery Ring.

農家	家畜飼養頭羽数							作物作付面積							
	番号	乳牛	生産牛	肥育牛	生産豚	肥育豚	採卵鶏	その他	水稻	麦	飼料	露地野菜	施設野菜	陸稻	甘藷
27	13								135a		165 うち55a期間借地				
28	13 (10)								78		畑作106 水田裏作58				
29	8 (8)								127		畑作56 水田裏作77				
30				2					90			畑作?	25		
31		4							77	畑20 裏作25	畑50 裏作17				
32		2							70	裏20				50	20
33		2	2			13			65		?	?	180m ² (春菊)		
34			2						35	15	11	20		10	
35		6							64	?	25 裏作25				16
36			4						63		8 裏作9			10	10
37		3							55	1	畑20 裏作50				20

(注) 乳牛の()内は搾乳牛

表—30 受委託なし農家の所有機械
Table 30. Number of agricultural implements of farm households in no contact with "Miyakonojo" Machinery Ring.

農家番号	機械										個人有施設	共同利用施設・機械
	耕耘機	乗用トラクタ	田植機	コンバイン	バイダー	動噴	動散	脱穀機	乾燥機	トラック		
27	1	30PS	1		1	1	1	1		1	サイロ2基 畜舎40坪	バルククーラー 8名共同、48年導入
28	8PS	23PS	2条植 1台		2条刈 1台			1		1	ミスト機1台 ミルカ	サイロ4基 畜舎50坪
29	1	15PS	2条植 1台		2条刈 1台			1			ミルカ ー1台	畜舎2棟20坪
30	8Ps	11PS	2条植 1台		1条刈 1台	1	1	1		1	モーターカッター	ビニールハウス 25a
31	1	1	1		1条刈 1台			1			ミスト機発動機	畜舎1棟24坪
32	1	1	1	1	1		1	1				畜舎1棟37m ²
33	1			1		1	1	1			チョッパー	ビニールハウス 180m ²
34	6PS	13PS	2条植 1台		1	1		1		1	管理機 カッターチョッパー	畜舎1棟16坪
35	2		1		1			1				畜舎1棟15坪
36	1		1		1						草刈機 ミスト機	畜舎1棟16坪
37	1		1		1条刈 1台		1	1				畜舎1棟16坪
												脱穀機 ⑬番農家と共同利用

もっとも、かなり自由に形成されている「ヤミ」の受託作業料金も市町村が違えば異なる。だから都城農協のようにきわめて広い地域をカバーする農協管下では、いきおい地域での慣行的な作業料金水準がそれぞれ異なっている。これを反古にして一気に同一水準に統制することは困難であろう。だから都城機械銀行では徐々に管内一本の水準に近づけるようにしている。その際の最大のテコが育苗、ライスセンターであり、ここで地域一本の料金水準を示し、委託者に納得させてきた。また初田の整理田の植代作業料金だけをとつてみると、大部分の支所は10a当たり4,000円なのに、ある支所では4,500円となっているが、このようないくつかの支所は整理田の機械植の植付で大部分の支所が4,500円なのに4,000円に落とすことで、委託作業料金の合計では都城管内同一水準になるような工夫をし

ている。今では受託作業の合計額は51年度で、育苗10a当たり16箱、1箱380円で計6,080円、荒代(初田・整理田)の10a当たり3,200円、植代(初田・整理田)の4,000円、機械植(整理田)の4,500円、刈り取りのコンバインで8,500円、乾燥調整で7,950円(なおこれは見込み:18%の水分で平均450kg)、の総計34,230円にほぼ統一している。51年度の作業料金表の農家向けの「チラシ」(ただし祝吉支所)は表-31のようになっている。

しかし他県の機械銀行の作業料金水準と比べると、都城は安い。図は省略するが、前出の農林省肥料機械課の「49年度事業実績」の図-1の「標準作業料金の分布と動き」によると九州はきわめて低いのである。その同じ九州内でも佐賀県の「小城郡農業機械銀行」の標準作業料金を同資料でみると、49年度で育苗

表—31 昭和51年度農作業料金及び賃金協定表（祝吉地区）
Table 31. Table of charges by the sort of work contracted in 1976.

作業種類			51年度賃金協定		備考
田植準備作業	初田	整理田	荒植	起代	3,200 4,000
		未整理田	荒植	起代	3,500 4,500
	麦田	整理田	荒植	起代	2,900 4,000
		未整理田	荒植	起代	3,200 4,500
	イタリアン跡	整理田	荒植	起代	4,200 4,000
		未整理田	荒植	起代	4,600 4,500
	湿田	整理田	荒植	起代	3,900 4,800
		未整理田	荒植	起代	4,200 5,400
請負田植	機械植	育苗		6,080	1箱 380円×16箱 10アール当り
		植付	整理田 未整理田 湿田	4,500 5,000 5,400	
畑作準備作業		イタリアン跡 トウモロコシ、ソルゴー跡 陸稻麦跡		4,000 3,200 2,900	10アール当り 2回掛
脱穀料金	麦	普通通麦		3,500 3,500	10アール当り
	旱期	水陸稻		4,500 4,000	オペレーター1名
	普通通	水稻		3,500	作業員含まない
刈取作業		バインダー コンバイン		5,000 8,500	ヒモ代含む 袋利用料含む
田植作業		男女		2,800 2,600	

(注意事項)

- 立地条件又は圃場面積により割増料金を附加する事がある。割増料金の設定は別途受委託者で設定する。
- 耕耘作業及び田植作業についての水管理は委託者が実施する。
- 湿田とはトラクター 22PS 程度が作業できる圃場条件を基準とする。
- 田植作業の労働時間は、地区内の慣行労働時間とする。

5,000 円、耕起 3,000 円、植代 4,500 円、田植 4,000 円、収穫 1 万円、乾燥調整は 18% 基準で 1 叱 550 円前後となっている。都城の 51 年と佐賀の 49 年とで比較しても、佐賀のはうが植代、収穫は高い。だから同じ 51 年で比べればもっと差があるだろう。

このように都城の作業料金が安いのは基本的には賃金評価が低いことによる。都城の作業料金の計算基礎を示すと、表—32 のようになる。だがコンバインだけは計算では 10 a 当たり 13,230 円（補助金をさしひいた償却費で計算すると 10,192 円）となっているが、

表-32 51年度の作業料金の計算基礎
Table 32. Method of determination of contract charges.

		購入価格	耐用年数	年間作業時間	年間固定経費	変動費	時間当たり労務費	(a) 時間当たり作業経費合計	(b) 時間当たり圃場作業量	10a当たり経費(a/b)	51年度参考標準作業料金
荒	22PS トラクター	123 万円	5年	400	668 千円	204 千円	—	2,179 円	0.189 時間	3,189円	3,200円 (初田の 整理田)
代	1.6m 中ロータリー耕耕機	28	5	50	150	—	859 円	6,028 円	—	—	—
田植	2条植・3PS 田植機	23	5	70	123	9	859	4,432	2,748	0.062	4,432
稻刈り	23PSコンバイン ()内は、 補助金を省いた計算	249 (149)	5 (〃)	110 (〃)	1,348 (981)	81 (〃)	1,558 (〃)	14,553 (11,211)	0.110 (10,192)	13,230	8,500

(注) (1) 1日(8時間)当たり労務費を5,500円、ロータリーと田植機は、実作業率0.8として、1日8時間×0.8=6.4、5,500円を6.4で除して、1時間当たり労務費を859円と計算。コンバインは、実作業率を0.65としてある。だから、8時間×0.65=5.2、5,500÷5.2=1,058円となる。しかしコンバインは、モミ袋取りの補助労働が必要なので1日500円の補助労働をつけて計1,558円となっている。

(2) 作業能率は、以下のような前提で計算されている。

作業巾	理 論 作 業 量			圃 場 作 效	圃 場 作 效	1 日 の 圃 場 作 業 量						
	m	km/時	ha/時			ha/時	時間	実 作 率	%	ha/日		
1.6m 中ロータリー	1.58	2.0	0.316	60	0.189	8	80	6.4	1.21			
2 条 田 植 機	0.6	1.6	0.096	65	0.062	8	80	6.4	0.39			
1.5m 巾のコンバイン	1.5	1.2	0.183	60	0.110	8	65	5.2	0.57			

標準作業料金としては8,500円となっている。計算数值より値切って決めたのは、このコンバインによる稻刈りだけである。この理由は従前に比して余りにも高すぎてしまうからである。

なお自脱コンバイン作業料金の算定基礎が倉内氏著の「日本の農業・第104集」の『経営受委託』に西三河南部機械銀行を例としてのっている。それによると49年は10a当たり13,260円となっている。その基礎には、コンバインの耐用年数2年として減価償却費10a当たり5,130円(年間稼動面積は100時間)、また1時間当たり1,000円(余裕をみているので1日1万円になるという)の労賃が大きな要因としてある。耐用年数5年、51年で1日5,500円と計算して、その計算結果をさらに切り下げる作業料金としている都城とは大きな違いなのである。

このような水準にある作業料金はどういう結果をもたらすかを検討してみよう。51年度の作業料金をみると、全体で10a当たり34,230円になることはすでに述べた。50年度では育苗5,760円、初田の整理田

で荒代2,800円、植代3,600円、機械植は整理田で4,500円、コンバイン7,500円、乾燥調整は、18%水分で1kg当たり14円、450kgとして約7,400円、これを合計すると31,560円となる(なお50年度ではオペレーター日当5千円で計算)。これに航空防除2回で、10a当たり2千円(51年は2,500円の予定)、地上撒布を5回、農産センターで引き受けると、5回で5千円(51年は5,500円位の予定)となる。硅カル撒布も農産センターが引き受けが、10a当たり750円の実費——肥料別——(51年は860円)は、農産センターからの持ち出しで、無料となっている。農民は、硅カルの肥料負担600円だけである。次にその他の費用も、農家からの聞きとりにより、計算してみよう。いずれも50年基準である。水利費が10a当たり、ほぼ2,000円弱、共済負担1,200円、肥料9,500円、農薬5,000円となっている。以上、みてきたすべての費用を合計すると、50年10a当たり57,000円位になる。反当玄米で8俵とする、1俵1万5,000円として反当12万円、機械銀行

に頼めるものは頼み、そして物的費用をおとすと、残りはほぼ6万3,000円となる。税金を800円として、手元に6万2,000円は残る。これが水管理、施肥、除草などの労働に対する報酬分と地代収入の合計になる。すでにみるように、ヤミ小作料水準は平均玄米1俵半、高いもので2俵だから換算すると2万2,500円から3万円の小作料収入となる。さきほどの手取り6万2,000円との差がいわば労働報酬となる。2俵・3万円の小作料としてこれを6万2,000円より差し引くと残3万2,000円、1日当たり5,000円で評価すると6.4日分、すなわち51時間分となる。49年の米生産費調査の全調査農家のうちの九州の10a当たり直接投下労働時間が88時間だから、水管理、施肥、除草しかしない委託農家が51時間分の労働報酬を受けとるのはいかにも委託農家にとって有利であることは明白である。49年の米生産費調査の全国の販売農家の作業別労働時間で、基肥、追肥、除草、灌排水管理をあわせると24時間だけである。

逆にいえば、このような作業賃金水準にある銀行のもとでは、作業委託から小作・経営委託へ転化する必然性は今の所弱いといってよい。だからこそ、ヤミ小作の発生が都城では未だ少ないのである。だが50年の1日5,000円のオペレーター賃金が51年5,500円と漸次上昇して、米価の上昇率がそれを下回った時どうなるかという問題はある。あるいは反収8俵で計算したが、銀行に委託される水田、すなわち堆厩肥などの入っていない水田と、そうでない自作田と、反収格差がいざれは生じ、銀行委託の有利性が低下していくことも考えられる。だが賃耕対象として委託水田を受託農家は難に扱ってしまうという不満を委託農家が指摘することはあるものの、今の所目立った反収格差を指摘する人は少ない。もし小作に出して浮いた労働時間24時間を農外就業に向けるとして、1日8時間5,000円の計算で1万5,000円の収入がある。もし反収が8俵から7俵にむちたとすれば、手取りは6万2,000円から4万7,000円、こうするとヤミ小作料2俵として3万円にプラス農外就業で1万5,000円の計4万5,000円、こうなって始めてヤミ小作と銀行委託とがバランスすることになる。

このようなバランスの比較についてはデータが不足して、以上のような簡単な検討しか加えられないが、ともあれ、低い反収(その結果低い小作料水準)と低いオペレーター賃金評価のもとで行なわれる機械銀行のもとでは、今の所銀行への委託は安定的に確保されていよう。逆にいえば、水管理、施肥、除草もできない

ような労働力構成ないし無労働力の家、あるいはきわめて高い農外収入をもつものみしか、小作に出さないということになる。

しかし米価水準、委託水田の反収(逆にいえば自作田の反収と小作料の支払能力)、そして銀行の作業料金と一般賃金水準、これらの要因の組み合わせ如何によつては、いつでも事態は変わることになる。都城農業機械銀行としては、経営受託の斡旋はしないといふ。しかし、その方針はともかく、ひとたび条件が崩れれば、経営受託に大きく転化することもある。スムーズに転化できるだけの、農作業や機械から切り離された大量の委託農家群と、受託実績を持ち、特定委託水田(特定農家)については継続して農作業を実施している受託農家群との振り分けがすでに完了しているからである。

今のように未整理田でもそれほど大きな格差を料金水準に設けていない現状のもとではともかく、大正以来の1反区画の圃場から、新しく圃場整備に入った時、作業能率等で、料金水準の格差も大きく変わるであろう。土地改良が行なわれた時も、先程のバランスを変化させる大きい要因が生じるであろう。

8. 川東と郡元の対比

8-1 川東の実態

川東は機械銀行発足当初は14人のオペレーターがいたが、1年目に湿田など作業の困難な水田をひき受けず、いい田のみをひき受けるオペレーターを1人除名し、さらに51年からはもう1名同様の理由で除名して、現在は12名となっている。除名された2人はその後も個人対で受託していて、その受託量は銀行登録受託農家の平均規模を若干上まわり、1戸当たり10ha前後になっているものとみられる。川東の圃場は、郡元の圃場と違って湿田が多く、しかもかなり偏りをもつて分布しているので、各受託農家への受託水田の作業配分が困難である。属地的にわりつけると、湿田をおおく割り当てる農家からは不満が強い。かといって個々の受託農家の受託地を、平等に優劣等地にあたるようにと配分すると、作業水田の集団化による効率のいい稻作労働という機械銀行の役割が全くくなってしまう。このかねあいが難しい。しかも、ここでは表は略すが、受託農家と委託農家との間で相談して決める割増料金も、さほど大きいものではない。作業時間は湿田で普通田の2倍もかかっても、やはり標準料金の1割から2割前後しか割増しできないというのである。

だからこそ、銀行からぬけた個人の「ヤミ受託」も出てくる。これらの農家は、受託した農家の委託による圃場の全部をひきうけるから、それらの圃場の作業手順を考え、また優等地、劣等地を按配しながら作業し、また精算の時も割増分をかなり正確にとっているようである。もっともできるだけ湿田の少ない農家から受託するようにしているのであろうが。

一方、銀行斡旋の水田はその範囲で順々に作業をするのであり、特定委託農家の圃場全部を1人の受託者が順に作業をするということはありえない。だから逆にいえば委託農家との結びつきも弱く、また委託農家も受託農家に作業時期について希望を出すことはむずかしい。この点はヤミ受託と異なる所である。だからこそ割増料金についても機械的な割増率におさまってしまうことが多いようだ。

ともあれこうして、川東では登録受託農家とヤミ受託農家との競争ははげしい。しかもすでにのべたように、不況の影響も加わって、受託希望農家が相対的に多く、しかもその受託を部落に限定（もちろん日南の早期水稻の田植にもいっているが、わずか2戸、郡元よりの1戸とあわせて3戸で50年度は計10ha）して、そう積極的に他地域に広げないために、受託農家間の調整は困難である。

しかも振興会の会長は防除組合の組合長を12年も勤めた人である。対応としては、どうしても部落内の対応に限られがちである。例えば、作業委託に比して、育苗委託はきわめておおい。ヤミ作業委託者も育苗だけは銀行に委託する。そのため50年から育苗を委託する人は、その後の作業は自作かそれとも銀行に委託する人に限定してしまった。ヤミの委託者は育苗はお断わりというわけだ。また51年からはヤミ受託を行なっているオペレーターの乾燥調整を銀行はひきうけないといっている。育苗にひっかけてのワンセットとしての委託の義務づけは、その後の作業が自作か否かの判定が困難なので必ずしも十分に効果をあげているとはいがたいが、ともあれこういった規制をサービス機関である銀行が加えようとしている所には、都城の銀行の特徴がある。しかも除名というような手段をとりうる所も、きわめて特異である。

次に現在の作業配分についてみてみよう。49年は字母毎に受託者に配分したが、特に荒代は量的にこなす性格が強く、またそれほど湿田との差を考慮しなくてもよいということで、50年からは荒代に限っては、オペレーターは朝8時に集合させて、決められた地域を「オリンピック」よろしく一勢に各自勝手にやらせ

る方式をとっている。植代、田植については精密な作業を要するということで、字母毎に字を属地的にわりつけている。班は、各オペレーターの住居の遠近で作らせた結果4班（3人の班が3つ、1人の班1つ）できた。なおこの他に稲刈のモミ運搬専門のオペレーターが1人いる。

植代以降は班の中でオペレーター毎に水田のわりあてをする。振興会長が今まで個々の受託者に個々の水田を指示していたものを、班内でオペレーター同士で調整するようにしたのである。その結果植代と田植をそれぞれ分業化して、組み作業を行なうグループも生まれてきた。

図-2を見てほしい。これは川東の圃場の一部、比較的委託が多い地区を選んだ。なおわれわれは川東・郡元の圃場にある受託農家の自作地と委託された水田に、49~51年にかけてのすべての作業について、地図に落とす作業を行なった。その結果から、一定の地域を選んで図-2のように作ったのである。

なお図中の点線は圃場境界、波線は水路、実線は道路である。また圃場のうちで太い黒枠がしてあるのは、受託農家の自作地である。受託圃場についている番号は、すでに前出の調査農家の番号である。なお未調査の受託農家は便宜的に15番以降の数字をつけてある。自作地はその所有農家、委託に出された田の農家番号は作業受託農家の番号である。また図中のA、B、C、Dは、Aは荒代、Bは植代、Cは田植、Dは稲刈の略号である。圃場はほぼ1枚が1反区画である。なお宅地化されている所も一部あるが、図は最近の国土地籍調査結果による地籍図なのでほぼみな水田と考えてよい。

図は49年を示したものだが3作業連続で同一農家が受託する田は少ない。しかも図では8番農家が自作地をおおくもっているにもかかわらず、周辺の委託水田の作業をおおくひきうけているとは思われない。49年では、まだ作業の集團化が余り進んでいないのである。

50年を示した図-3になると大分様子が変わってくる。ひとつは委託が出てくる面積そのものが大分増えたということ、他のひとつはまだ依然として連続で同一の農家が作業受託するのは少ないということである。だが図を作業毎に整理してみると、より明瞭になる。まず荒代だけをまとめてみた図-4は、同一農家が受託した分を太い点線で囲ってみたが、すでにのべたように、荒代は「オリンピック」で行なわれる所以、属地的な集團化はないといってよい。自作地と

凡　例



荒代、植代、田植の3作業
とも同一農家が受託した
圃場

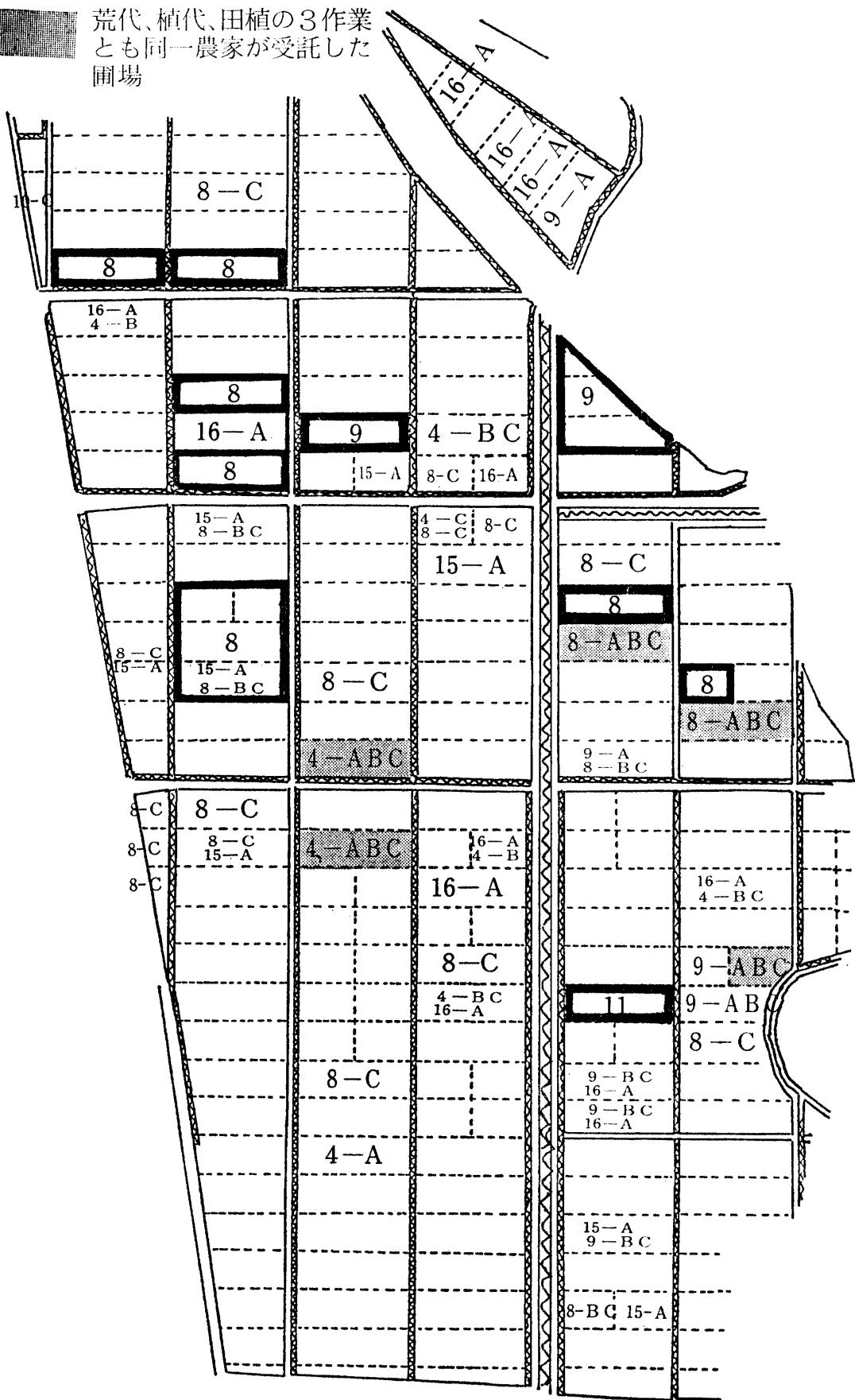


図-2 49年 の 川 東 の 受 托 耕 水 田
Fig. 2. Distribution of paddy field contracted in Kawahigashi in 1974.

凡 例

荒代、植代、田植の3作業
とも同一農家が受託した
圃場。

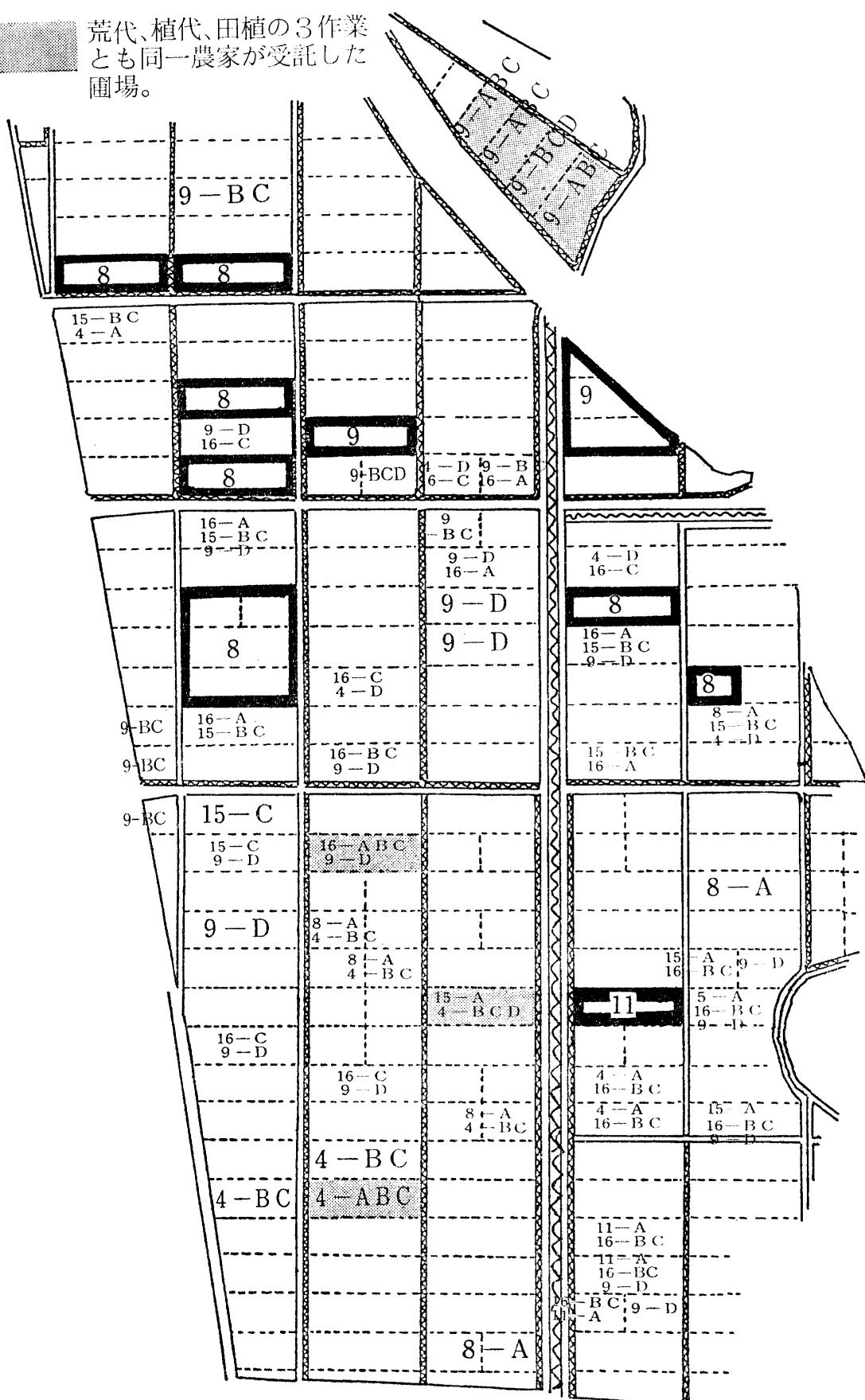


図-3 50年 の 川 東 の 受 托 水 田
Fig. 3. Distribution of paddy field contracted in Kawahigashi in 1975.

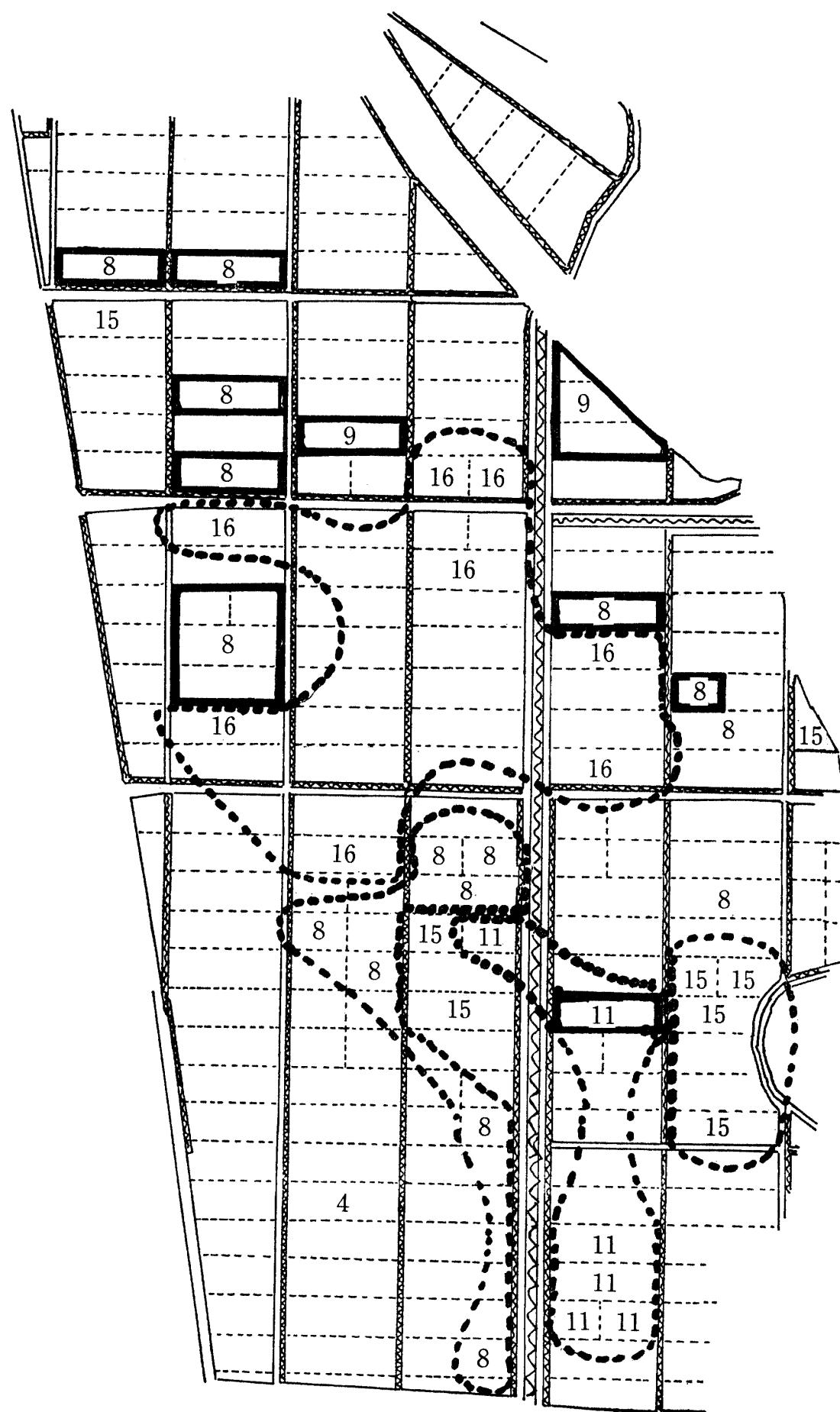


図-4 50年荒代だけを示した川東の受託水田

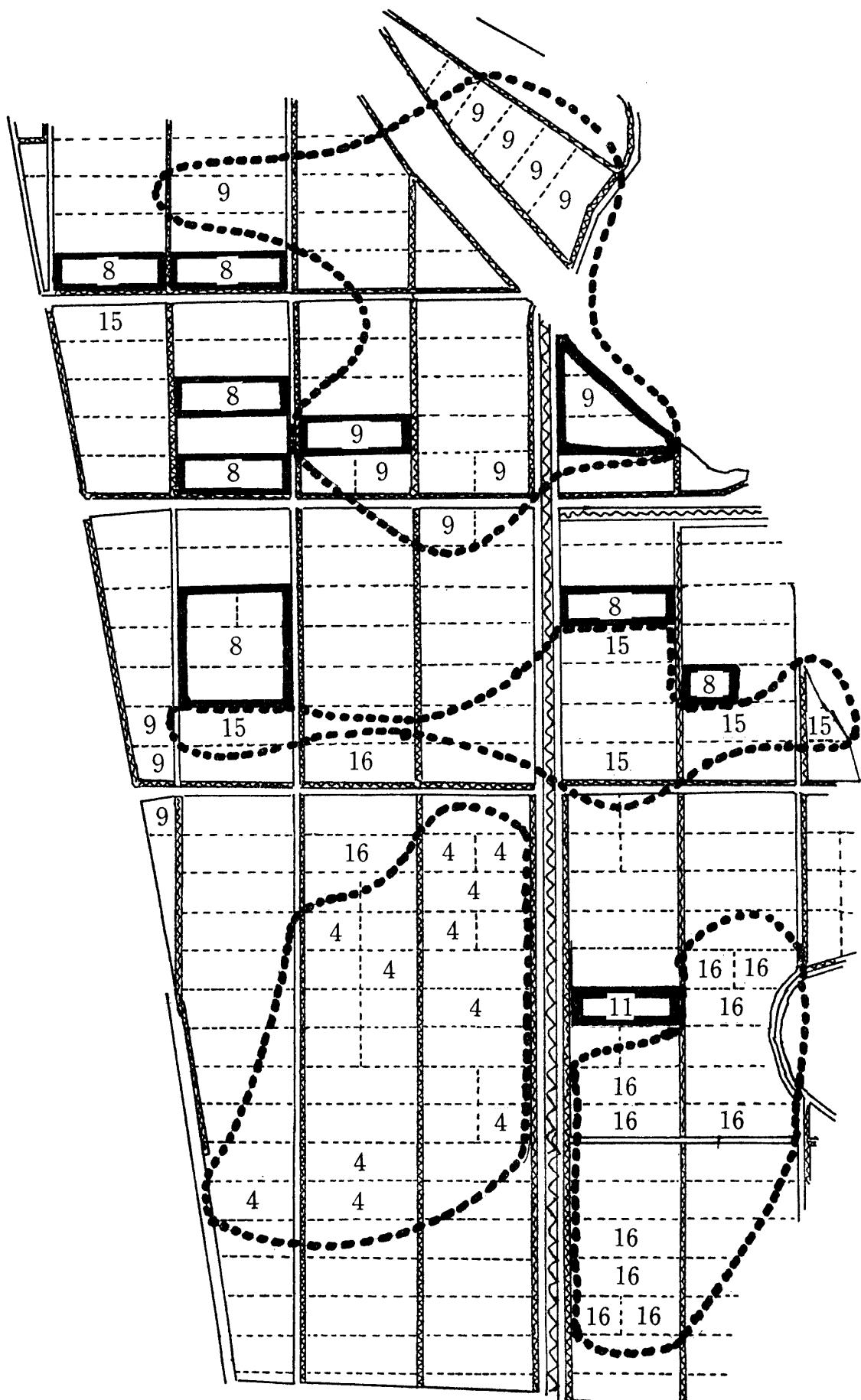


図-5 50年植代だけを示した川東の受託耕水田
Fig. 5. Distribution of paddy field contracted, selected only by preparation of soil in Kawahigashi in 1975.

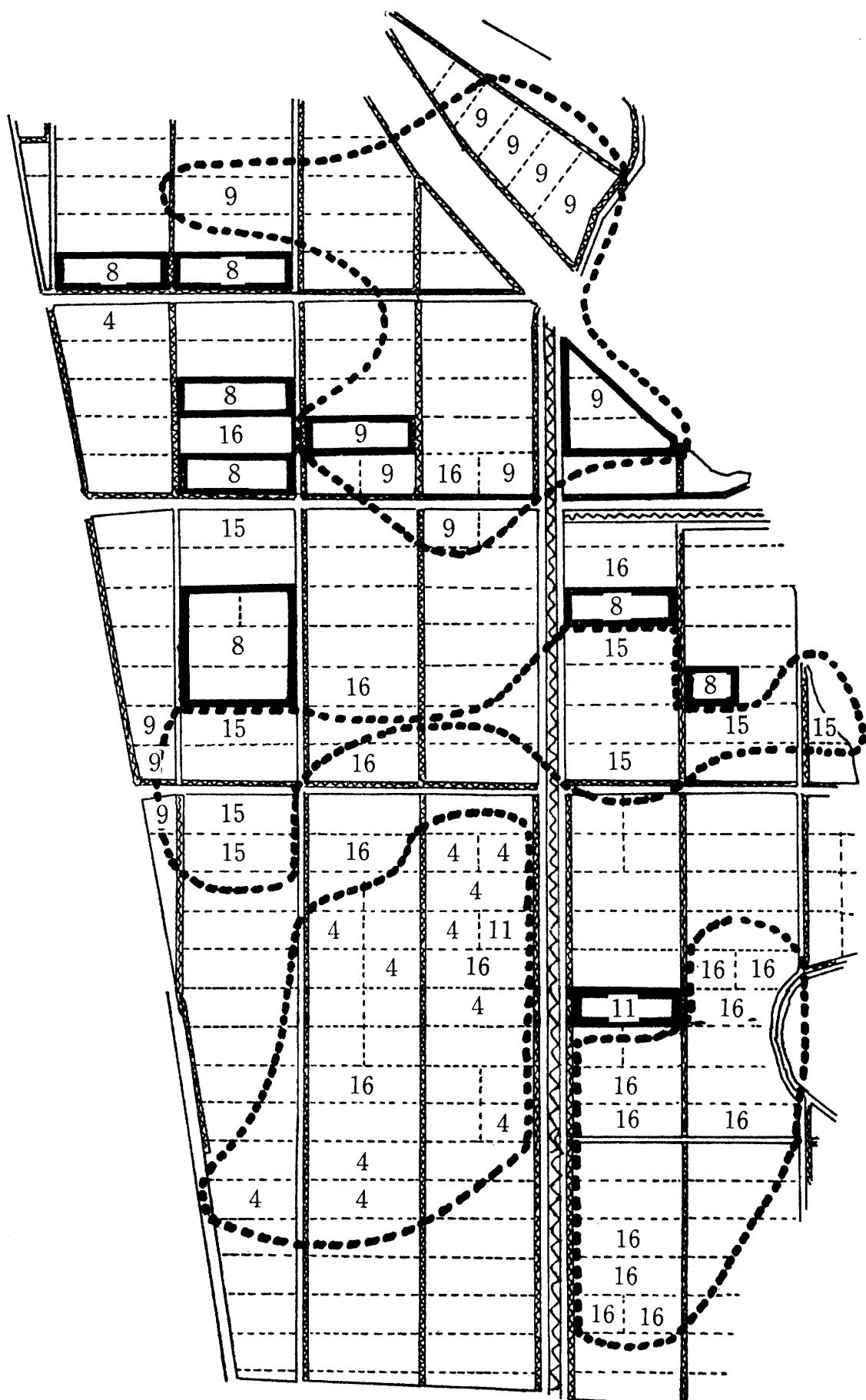


図-6 50年植だかけを示した川東の受託水田
Fig. 6. Distribution of paddy field contracted, selected only transplanting in Kawahigashi in 1975.

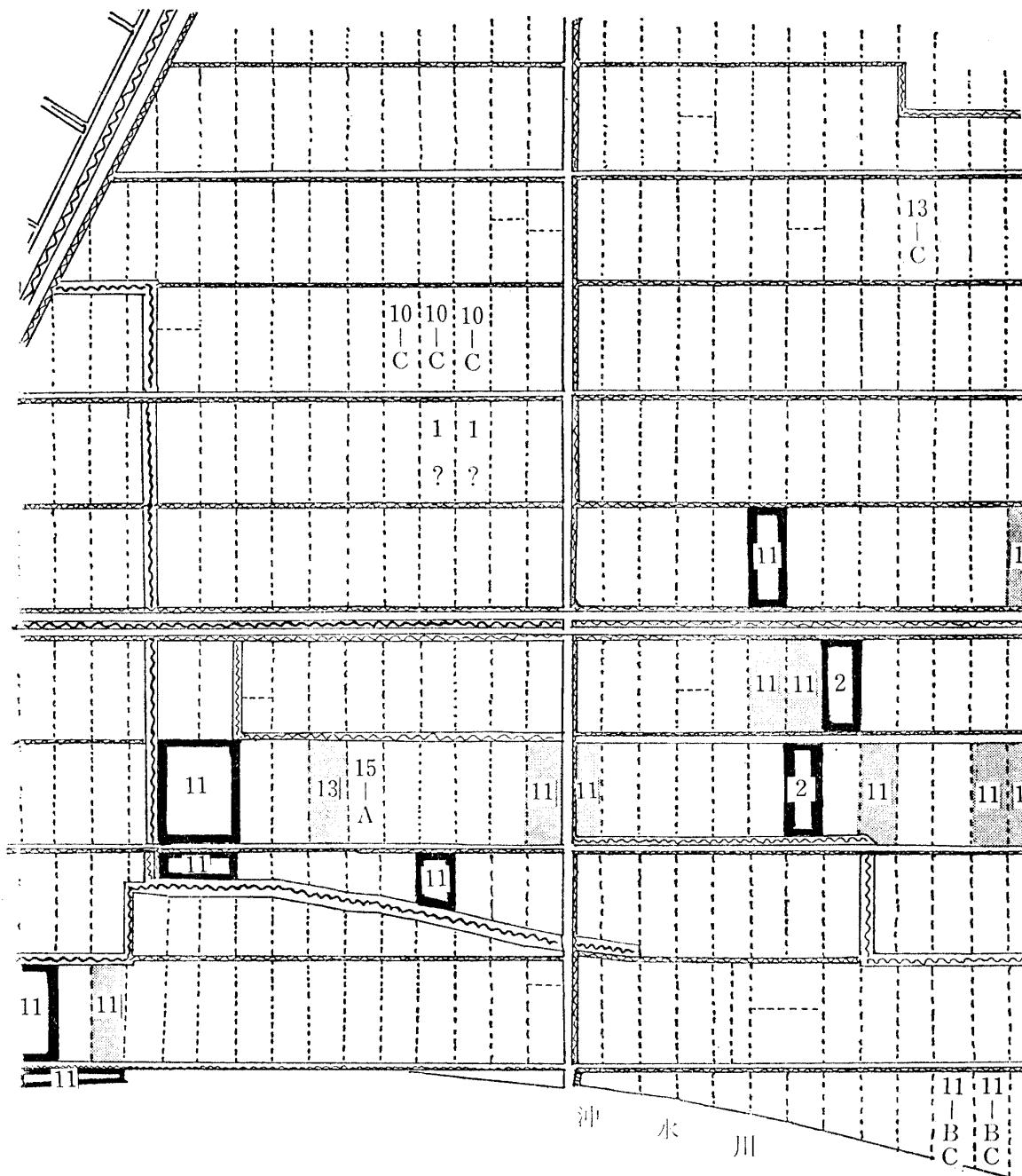


図-7 49年の郡元の受託水田

Fig. 7. Distribution of paddy field contracted in Korimoto in 1974.

の関係も薄い。「オリンピック」といっても、ほぼ水系毎に各受託農家が荒代するので、一応の地域的まとめは図からもうかがえるが。

しかし植代と田植はもっと属地的・集団化が明らかである(図-5, 6)。しかも植代と田植はほぼ同一の農家がひき続いて担当している。精密な作業を要するものについては、川東においても自分の分担する水田が確定し出していることがわかるのである。

8-2 郡元の実態

郡元ではもともとは相対でひきうける農家は24~25人はいたとのことである。銀行が発足する時に登録希望を募った所20人ほどが希望したという。そして振興会長とその下にある実行班の班長とで相談した結果15人選んだ。ただ15人の内の2人は、作業の内容を委託者側から批判されてその後自発的にやめており、今では受託農家は早水町の1人を入れて13人となっている。だが郡元にもヤミの受託者はおり、個人でコンバインを買った3戸が主として受託していると

凡 例

荒代、植代、田植の3作業とも同一農家が受託した圃場



いう。48年に1台、49年に2台も入いっている。これに対して銀行は50年に4台導入した。この4台の農家の入選に困ったが、ヤミ受託を現にやっている人、「やりそうな人」は除外して、年間最低7haをひきうけ、「地域の範」となるような人に、コンバインを割りあてたという。

そして足の速いコンバインが入いった50年から、今まで以上に作業する受託水田の集団化をおし進めてきた。

図一7は郡元の一地区のみをとりあげたものである。川東と比べて、郡元は49年の時からすでに、荒代、植代、田植の3作業とも同一農家が連続して受託

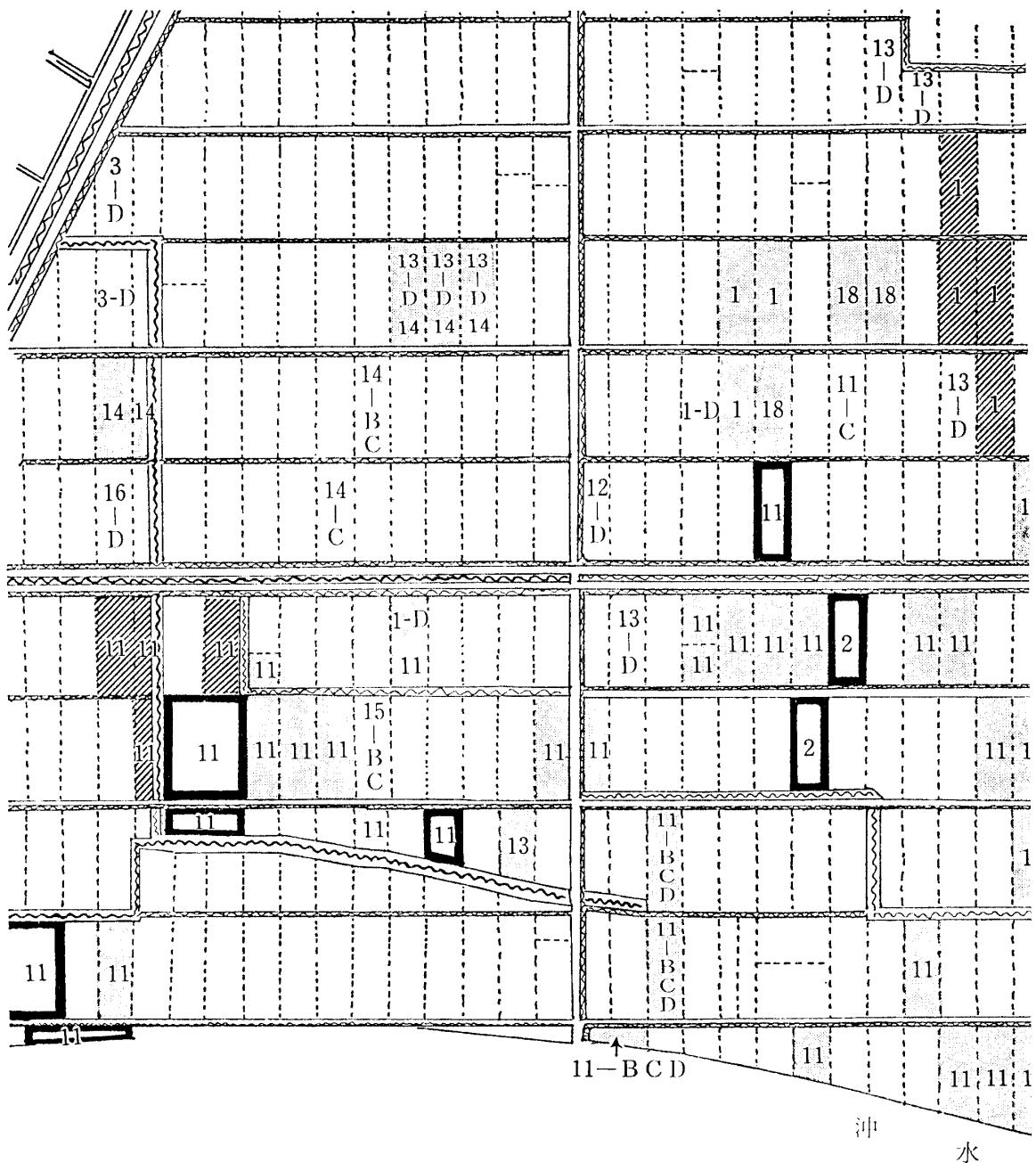


図-8 50年の郡元の受託水田
Fig. 8. Distribution of paddy field contracted in Korimoto in 1975.

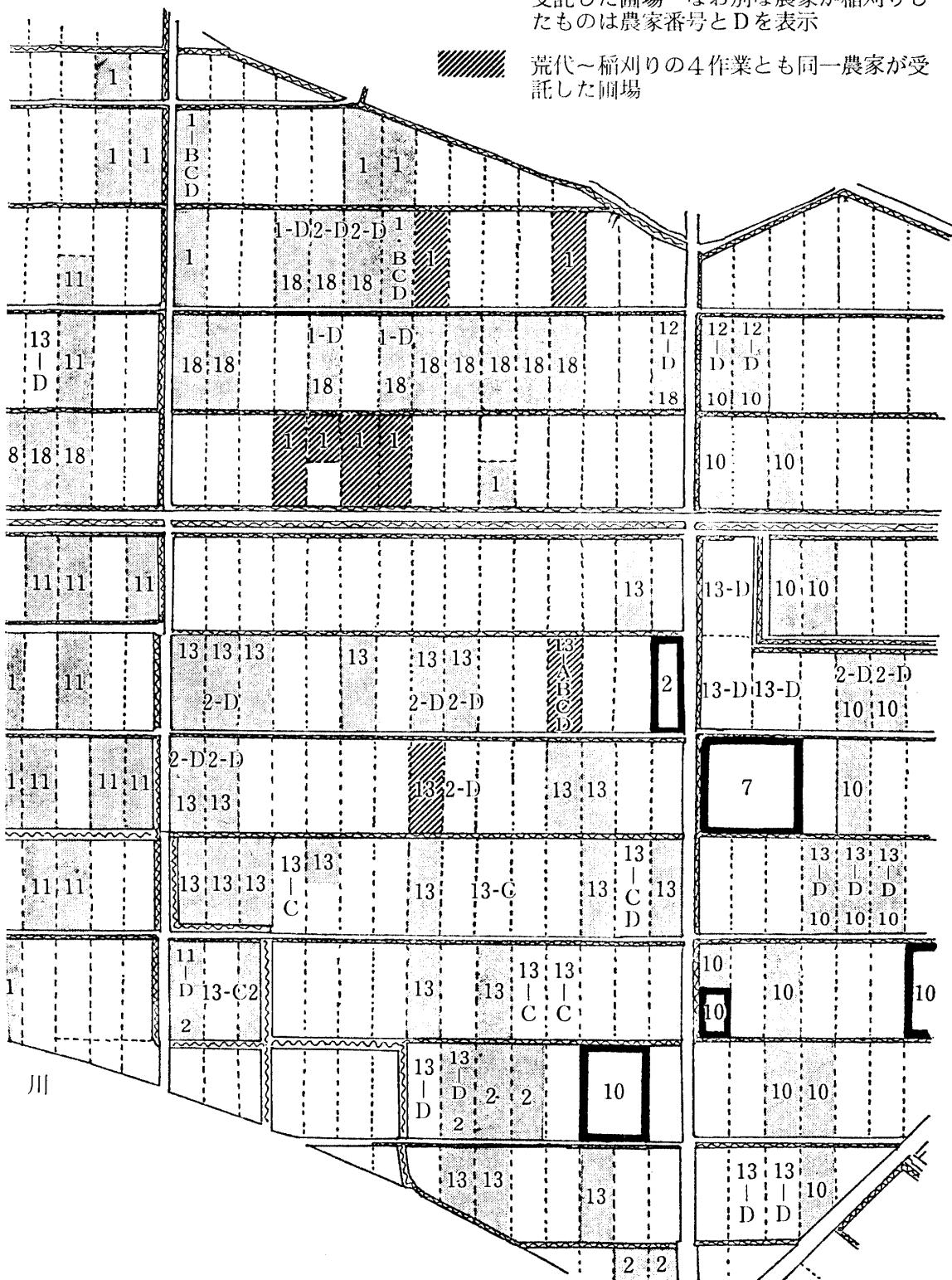
する水田が多いことがわかる。そしてそうでない水田はむしろ少ない。この地域では11番農家が比較的多い。図-8は50年の分である。50年は49年に比べて格段に委託量がふえている。そしてその大部分が3作業とも同一農家が受託している。委託農家が3作業とも委託する水田は、すべて同一農家に受託させるというのが、郡元の配分原則になっているようだ。なおコンバインについては、受託農家の数が限られているので4作業連続は少ないようだ。図-9は51年の分

である。51年は執筆時点では稲刈りは分らないから図にはのっていない。そのためその分だけ、50年と比べて委託量が減少しているように図ではみえる。川東のヤミ受託業者が、川東でのヤミ受託拡大が困難なので郡元の親戚、知人等に頼って入ってきたため、郡元の受託量がへったということはある。ただ51年で注意してほしいのは、50年、51年と2年連続して、3作業とも同一農家がひきうける水田がきわめて多くなったということだ。しかも11番農家と13番農家、

凡 例

■ 荒代、植代、田植の3作業とも同一農家が受託した圃場 なお別な農家が稲刈りしたもののは農家番号とDを表示

■ 荒代～稲刈りの4作業とも同一農家が受託した圃場



そして1番農家と、ほぼ自分のひき受ける地域範囲も確定してきているようである。

このように固定化された委託水田、それも集団化し

た水田、そしてすべての作業をひき受けることにより、今までの単なる賃耕業者から受託農家は一定の経

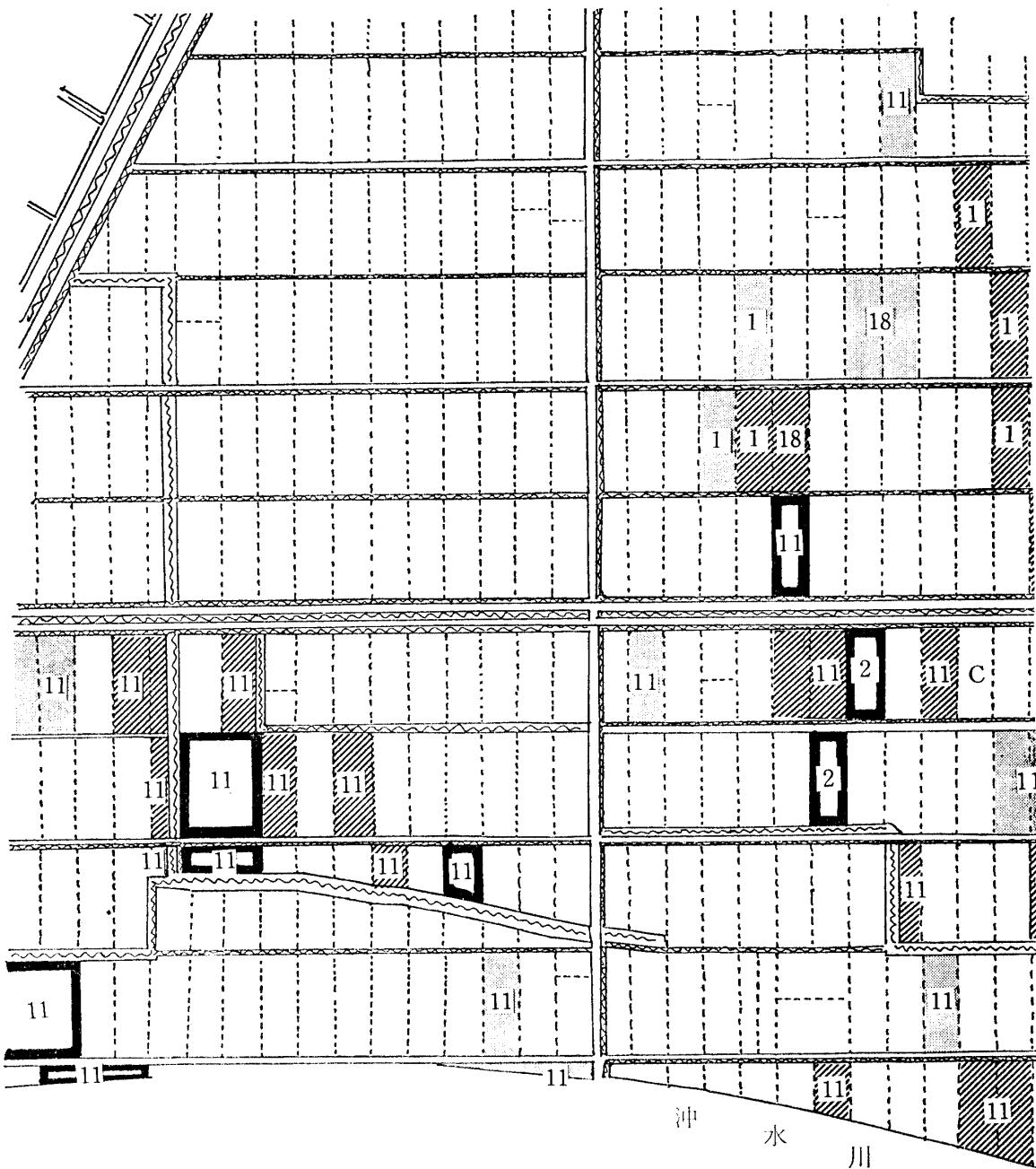


図-9 51年 郡元の受託水田
Fig. 9. Distribution of paddy field contracted in Korigomo in 1976.

當權をもった受託へと近づくことになっているとみてよい。だからこそすでにみたように、郡元は川東よりも小作地率が高かったのである。このような受託水田の配分の方法が、経営受委託への道を推進しているのだとみてよい。

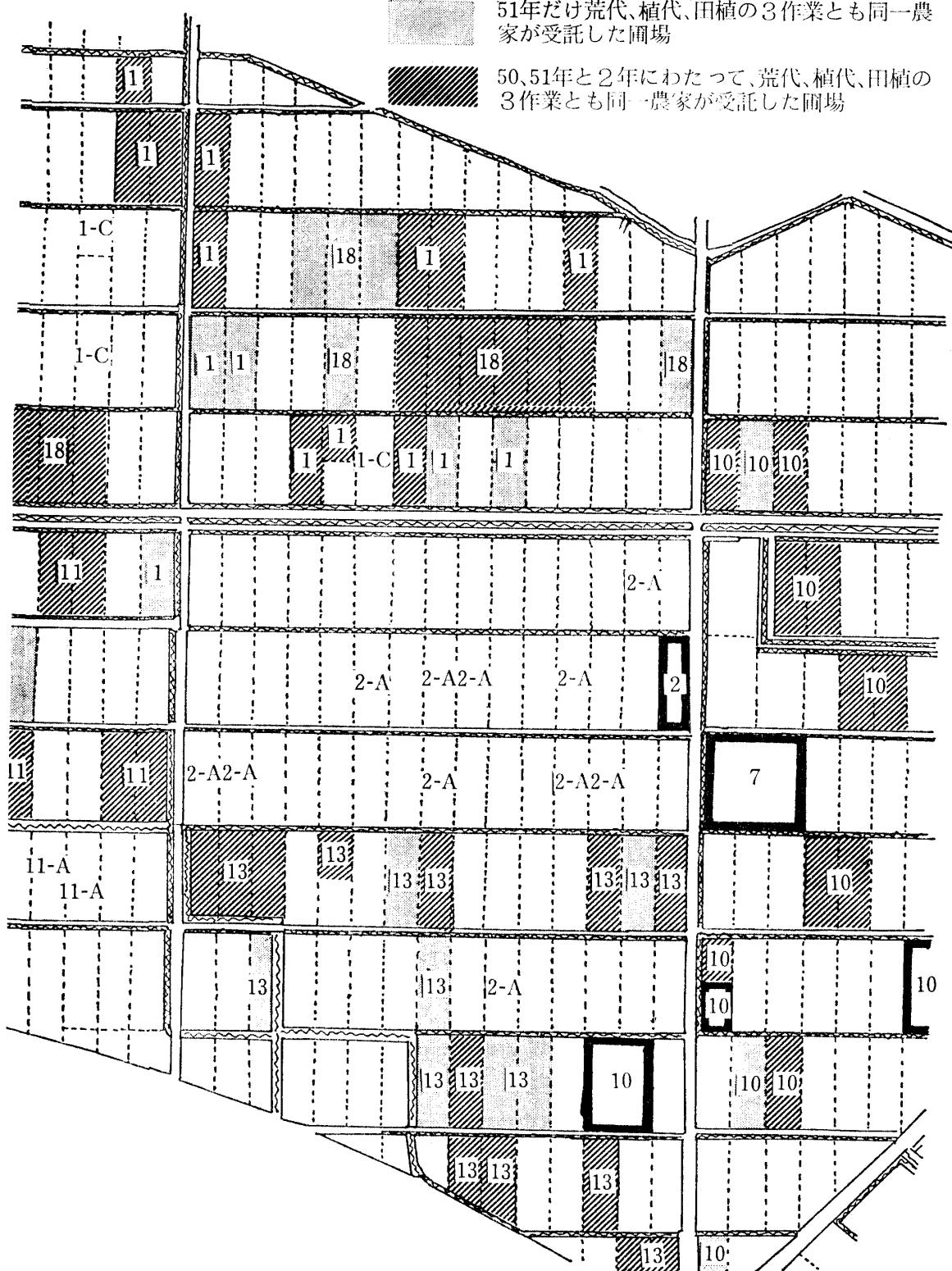
次に郡元の11番農家だけの自作地と受託水田をみてみよう(図-10)。49年から51年にかけての受託をすべて一括してのせたが、みられるように49年よりも50、51年へと自作地のある地域に受託地が集団

化しつつあることがみてとれるだろう。もっともコンバインだけは広がっているが、なお郡元橋の近くにある11番農家の受託水田は49年までは受託だったが、50年からは借入地に変わっている。ともあれ図にみると49年と50年、50年と51年、あるいは49年から3年もひき続いて、3作業とも11番農家がひき受けている水田が多い。こうした関係が、今後、借入・貸付が銀行への作業受委託よりも有利になった時、借入地へと転化してゆくであろうことは十分に考えら

凡 例

51年だけ荒代、植代、田植の3作業とも同一農家が受託した圃場

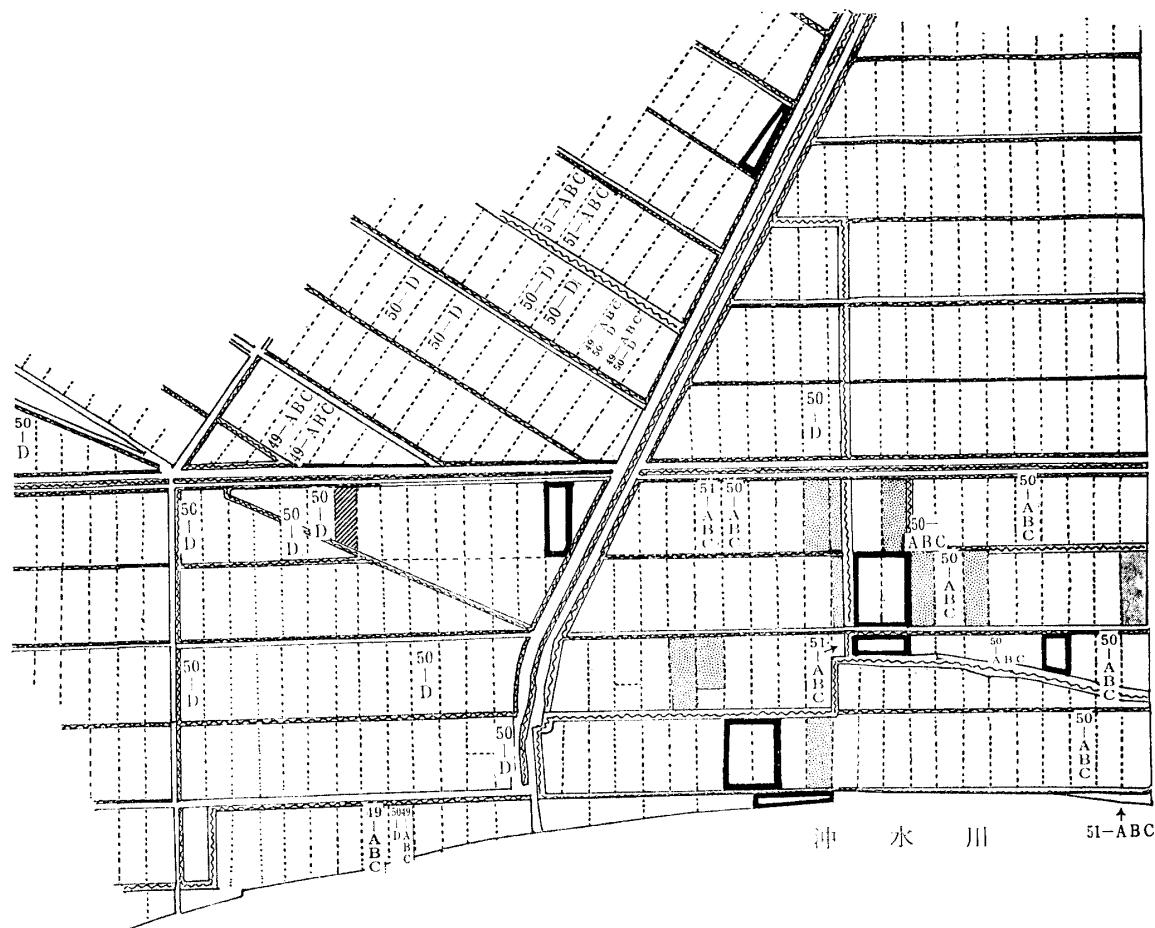
50、51年と2年にわたって、荒代、植代、田植の3作業とも同一農家が受託した圃場



れる。

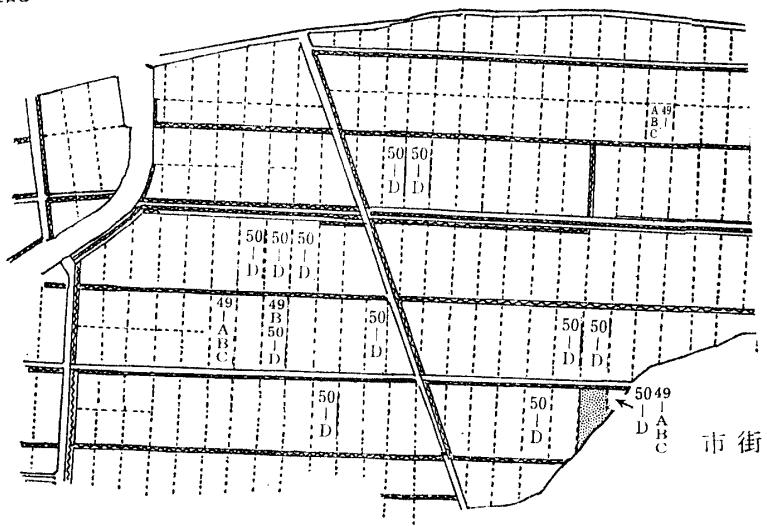
なお郡元の受託水田の集団化の実態をみるために、もう一枚の図（図-11）を示そう。これは同じ郡元であるが、市街地に隣接した所である。50年、51年と

継続して受託した水田はほぼ自作地に近いことがわかる。もっともこの図は作業名には一切無関係に作ったので、どの位作業が連続しているかは、図からはよみとれない。しかし11番農家にみられるように、作業



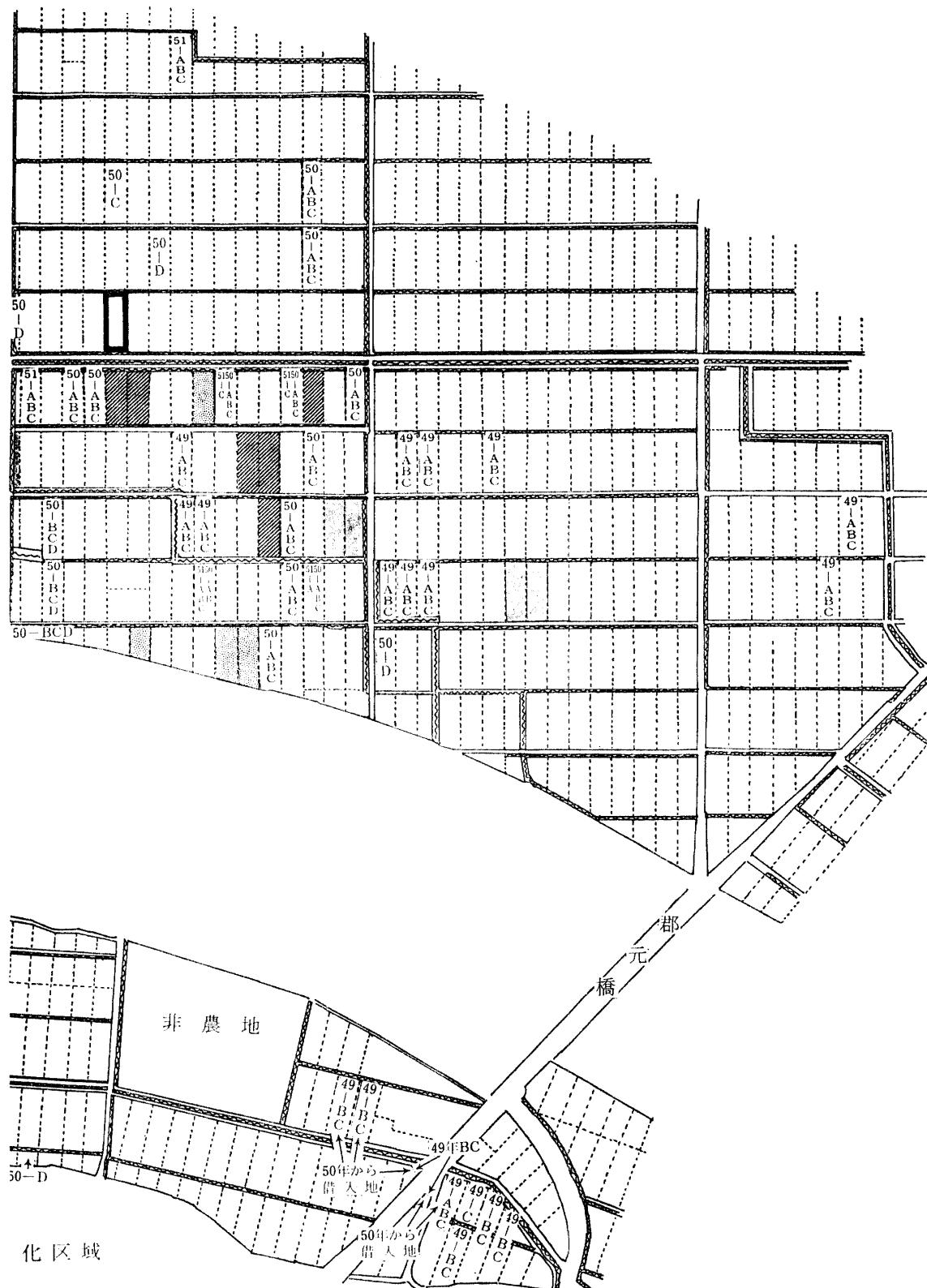
凡 例

- 49、50、51年とも3作業以上受託
- 50、51年とも3作業受託
- 49、50年とも3作業受託



図一〇 郡元の11番農家の自作地と受託水田の分布

Fig. 10. Distribution and concentration of paddy field contracted in No. 11 farm households which is the biggest operating farm households in Koriyama.



も継続して行なっていることは確かであろう。

9. さいごに

都城では銀行発足以前から、相対の作業請負がかな

り広範にあった。この基礎の上に銀行はのび、しかも育苗・乾燥調整部門をもつことで一層その基盤を固めた。その意味では兼業化による地域農業の衰退をおしとどめ、下降分解を抑制しているといえよう。また安

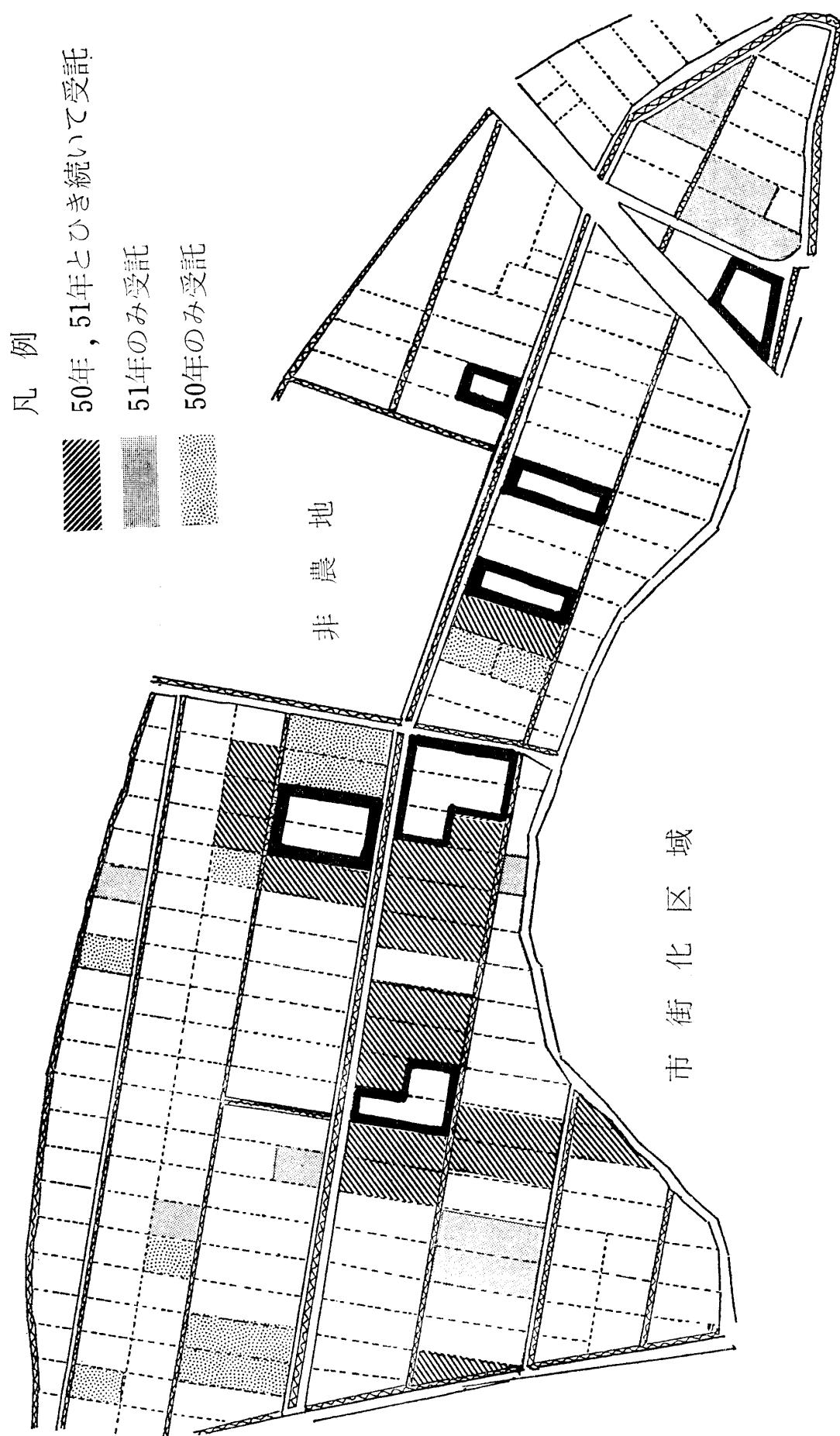


図-11 昔元の7番農家の自作地と受託水田の分布
Fig. 11. Distribution and concentration of paddy field contracted in No. 7 farm households in Korigomo.

定兼業先をもつ委託農家と違って、不安定な兼業しかもたない、耕地規模で中位以上の農家にとっては、銀行による作業受託の斡旋は、所得確保の道にもつながった。そしてこうした銀行の発展は受託農家と委託農家の区分けを明確にし、また委託農家の農業への復帰をほとんど不可能なものにしている。だから受託農家がその生産力格差を拡大し、自から規模を拡大する動きは都城の場合弱かったが、しかし委託農家の不可逆的な機械離れをもたらすことで、その差は確固したものになってきたとみてよいだろう。

だが今の所、自作田と委託田の反収格差も余り見られず、しかも銀行作業料金も、都城では正常な賃金水準といえども、全国と比べて低いので、全国一本の米価のもとでは、都城では小作料をもらうよりも銀行がひき受けてくれる作業には全部出して残りをもらう方がはるかに有利である。受託農家の自作地の水田での反収もそれほど高くないから、今以上のヤミ小作料を期待されても、受託農家に支払能力はない。だが堆肥の入らない委託田の反収低下、また賃金水準の上昇による作業料金のアップ、米価上昇率の抑制とい

う方向も今後は考慮されるから、銀行への作業委託が必ずしも永らく続くとは限らない。

そして事実、請負が他地域より先行した郡元では、小作地比率が高まっている。しかも同一受託農家が同一圃場の委託水田のすべての委託作業を何年も継続して受託する体制の中から、その作業委託水田が小作地へ転化した例も出てきている。川東と郡元のような受託作業の配分の方法の違いにもよることだが、受託農家と委託農家の区分けから、さらに一步進んで経営受委託という展望も生まれてくるのである。こうして機械銀行は分解促進にもその機能をになっているというべきだろう。

一方、今回は紹介できなかった大口の場合、このような作業受委託が余りなく、労働力をもつ農家ともたない農家とでは、反収格差が大きく拡大しているようにみえる。反収格差の拡大は、小作料を介しての貸し手農家と借り手農家との併立を可能にする。だから大口市では他方に7~8haの大規模農家の出現がみられていて、この点は都城とは大きな違いである。大口についてはまた別な所で触れるつもりである。

Summary

Lately in Japan, we have had many papers making studies on machinery ring. But in the marginal land in which the average yield per 10 ares is low and in which the farmers have few chances to engage in other jobs, we have few studies made. The aim of this paper is to approach the co-operative group for agricultural production, "Miyakonojo" Machinery Ring in Miyazaki Prefecture.

"Miyakonojo" Machinery Ring is a type of co-operative group contracted on part works between full-time farm households and part-time ones, and of the many machinery ring groups it is the biggest one.

Rate of paddy field in Miyakonojo cultivated land area is 47%, but "Miyakonojo" Machinery Ring operated rice-production-works of 13,226ha in 1975, 84% of total contracts. In addition, main contract on part-works is made of services of seed and seedling, processing and stocks of grain elevator, protection against insect, operated and managed by "Miyakonojo" Agriculture Co-operation.

So "Miyakonojo" Machinery Ring has contributed little to make a size of farmer's land area bigger, leveling up part-time farm's productivity. But main purpose of machinery ring is to push full-time farmer's agriculture more intensive and to level up his productivity.

Recently, we took a census and surveyed 37 farm households agriculture managements and cultivated land map in "Kawahigashi" and "Korimoto" village which, comparatively, has much contract between full-time, and part-time farm households. In these villages, almost 100% of part-time farmer's land area is contracted, and full-time farmer's cultivated land is concentrated around his own land. But the operating farm households entered in "Miyakonojo" Machinery Ring are competing with the other operating farm households not entered in that for receiving contracts on part works. A lot of contracts, now, are received and operated by the operating farm households entered in "Miyakonojo" Machinery Ring, though the ordinary level of charges occasionally are broken to discount by the operating farm households not entered in "Miyakonojo" Machinery Ring. Because the manager of "Miyakonojo" Machinery Ring is allocating the paddy fields contracted gathering around the paddy fields of the operating farm households' property. So the productivity of the operating farm households entered in "Miyako-

"konojo" Machinery Ring is now higher than that of ones not entered in.

When, in future, the present remaining income of asking farm households shall be equal to the level of rent received as landowners by reason that the difference of the rice production per 10 ares between of the asking farm households' paddy fields without compost and of the operating farm households' paddy fields with compost shall be enlarged and the level of charges of contract shall increase with increasing general wage base, the paddy fields now contracted will be rented to the operating farm households from the asking farm households.